慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	木材パルプ事件に関する欧州司法裁判所判決: EC競争法の域外適用問題
Sub Title	Judgment of the European Court of Justice on the Wood Pulp Case : The Problem of Extraterritorial Application of EC Competition Law
Author	高島, 忠義(Takashima, Tadayoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1995
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.68, No.7 (1995. 7) ,p.125- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19950728-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

-EC競争法の域外適用問題

木材パルプ事件に関する欧州司法裁判所判決

高 島 忠

義

である。この統合段階を経て、共同体の域内では、一九六八年 いわゆる「共同市場」を実現するに至ったことは、 欧州共同体 (European Communities) が一九九二年末に 周知の通り

はじめに

すと期待されたことは言うまでもない。しかしながら、共同市 された巨大な市場が、構成国とその国民に多大な利益をもたら の国境を越えて自由に移動できるようになった。こうして実現 七月以降の「もの」に加えて、人、資本及びサービスが構成国

よって制限されてしまった場合、かかる恩恵は画餅に帰してし 場における「健全な競争」(saine concurrence) が企業などに

まう恐れがある。こうした事態を回避できるかどうかは、

ひと

ゆるパリ条約)第六章の競争規則をも含むことになる。ただ、 法と言う場合、ローマ条約だけでなくECSC設立条約(いわ 原子力共同体EURATOMである。したがって、EUの競争 約を基礎とした欧州石炭鉄鋼共同体ECSC、EC並びに欧州 うした理由による。 められないことを確保する制度」の樹立を掲げているのは、こ 三条が共同市場を設立するための基本政策の一つに「競争が歪 ころではECとして参照)設立条約、いわゆるローマ条約の第 ヒト条約により European Community と改称し、以下のと ちなみに、EUを構成する統合体は、それぞれ別個の設立条

ていると言っても過言ではないであろう。EEC(マーストリ

えにEC(マーストリヒト条約の発効した一九九三年一一月 日以降は、欧州連合EUと改称)競争法の実効性如何にかかっ

にとどまる。 ている。そこで、ここで取り上げる対象は、ECの競争法だけ なく、規制対象もパリ条約によって域内の企業活動に限定され 後者は、その活動分野が石炭鉄鋼の分野に限られているだけで

関する規則」に基礎を有している。そこには、企業間協定(第(4) 事業者団体の決定及び同調行為を当然無効 (null and void)と 曲を目的とするか又はそのような効果を有する」企業間の協定、 産・輸出制限、市場配分などの「構成国間の貿易に影響を及ぼ れている。それらの中核を構成しているのは、価格の統制、 国家援助 (第九二条) といった一般的な競争制限行為が列挙さ した第八五条と、構成国間の貿易に影響を及ぼす恐れのある すおそれがあり、かつ、共同市場内の競争の妨害、制限又は歪 争、税制及び法制の接近に関する共通規定」の第一章「競争に 八五条)、支配的地位の濫用 (第八六条)、 ダンピング (第九一条)、 EC競争法は、ローマ条約第三部「共同体の政策」第五編「競

事会に委ねていた(第八七条)。その第一実施規則 EC委員会(以下、単に委員会として参照)は、当事者の申請 れた後、翌月一三日から施行されている。 過ぎず、その具体的な適用規則については、その制定を閣僚理 七/六二号)は、一九六二年二月六日に理事会によって採択さ 「企業の支配的地位の濫用」を禁止した第八六条である。 もっとも、両規定は、EC競争法の一般原則を謳っているに 同実施規則によると、 (規則第一 生 に限定されるのか、あるいは西ドイツ競争制限禁止法の第九八よる企業活動の規制が、ECSC設立条約のように「域内行為」 判断の部分については、司法裁判所 (Court of Justice) への 理事会決定を受けて翌年九月に新たに設置された第一審裁判所 ない。かかる検討は、先ず最初に、一九八八年一○月二四日の その審決が欧州裁判所の司法的検討に服することは言うまでも 料又は履行強制金を定めた委員会の審決に不満をもつ場合には うに見てくると、委員会は、ECの競争法手続において極めて 用範囲が問題になる。それは、具体的に言うと、EC競争法に 控訴の道が開かれている。 枢要な地位を占めていることが分かる。もちろん、当事者が過 (extraterritorial application) が認められることになる。 ある。後者の場合、EC競争法に関して、いわゆる域外適用 条二項と同様に「域外行為」にも及ぶのかどうかという問題で 実体規則と手続に従って運用されるわけであるが、その際に適 (Court of First Instance) において行われるが、その法的 EC競争法取り分け第八五条及び第八六条は、上記のような

に基づく第八五条及び第八六条の不適用の証明

(ネガティブ・

米国では、一九四五年のアルコア事件判決以降、

いわゆる効

するほかに、情報提供と実際の調査を通じて違反の存在を認定 度の詳細な規則は、理事会規則第二七/六二号に規定)を決定 クリアランス)と届出に基づく第八五条一項の適用免除

した時には、当該違反行為の排除命令を発し、場合によっては

定の範囲内で過料と履行強制金を課すこともできる。このよ

地主義(国家は、その領域内のすべての行為、財産、 際法により国家管轄権の基礎として一般的に認められてきた属 域外適用が積極的に推進されてきた。その背景には、 果理論(effects doctrine)に基づいて、同国反トラスト法の 自国民の行為、身分その他の法律関係について、行為地、 身分その 伝統的国

経済の国際化取り分け企業活動の国際化という状況に十分に対 他の法律関係について管轄権を有する)と属人主義(国家は、 応できないという事情がある。 財産などの所在地の如何を問わず管轄権を有する)では、 居住

限する効果をもつ域外企業の域外行為を規制しなければならな トラスト法の目的を完遂するためには、米国内の自由競争を制 に基づいて域内企業の域外行為を一定程度規制することができ 域外企業の域内行為を、また属人主義 (nationality principle) でも、属地主義 (territorial principle) によって域内企業と 確かに、国際法において伝統的に認められてきた管轄権理論 しかしながら、企業活動の国際化という状況の中で米国反

たすことになるであろう。

際に解釈適用する委員会と欧州裁判所の判断が重要な役割を果 たがって、EC競争法の適用範囲を決定する際には、それを実

起したことは、言うまでもない。 空間的適用範囲を明記した条文を見い出すことができない。 ているのであろうか。EC競争法の関連法規の中には、 その競争法の域外適用に関して、実際上どのような姿勢を取っ が他国の強い反発と抵抗(いわゆる「対抗立法」の制定)を惹 方的な域外適用、取り分けその裁判管轄権と執行管轄権の行使 度に緩和又は変型した効果理論に基づく米国反トラスト法の一 方)に求められている。しかしながら、伝統的な属地主義を極 それでは、米国と並ぶ世界有数の経済規模を有するECは、 同法の

結された行為に対して当該領域国の管轄権を認めるという考え

初に明確化されたのは、一九六四年の三月一一日と六月一日に 進してきたと言って良いであろう。そうした委員会の姿勢が最 て行くことにしたい。委員会については、当初から、いわゆる 「効果理論」を基礎にしてEC競争法の域外適用を積極的に推 そこで、先ず最初に、この問題に対する委員会の立場から見

も、「共同体内で国際的競争が行われる場合、EC委員会は、『外 同体の活動に関する第八次一般報告書」(一九六四年度)の ているかどうかを審査している。委員会が翌年に公表した「共 内企業と域外企業との販売契約が域内に競争制限効果を発生し 出された二つの審決である。委員会は、これら審決の中で、域

tive territorial principle)」(領域外で開始され、領域内で完

国際刑事法の分野で生成された「客観的属地主義 (objec-

ることを認める点に存する。その国際法上の根拠は、

一応のと

企業の意図的な域外行為に対して当該領域国の競争法を適用す

当該理論の特徴は、領域内に競争制限効果をもたらす域外

の判例を通じて登場したのが、前述の効果理論である。したがっ いケースも出てこよう。こうした要請に応えるべく米国裁判所

127

である。 ・ 一を及ぼす全ての競争制限行為に適用される」ことが明らかにさる。 ・ を及ぼす全ての競争制限行為に適用される」ことが明らかにさる。 ・ 審決が示す通り、企業の本拠地とは無関係に、共同市場に影響。 ・ 審決が示す通り、企業の本拠地とは無関係に、共同市場に影響。 ・ 一、競争制限的協定に関する共同体法は、EC委員会のいくつかの

国』企業にも、域内企業と同じ待遇が与えられると考えている。

を示している。 (9) 外適用を行ってきている。例えば、国際染料カルテルに関する外適用を行ってきている。例えば、国際染料カルテルに関する委員会は、それ以降も、ほぼ一貫して効果理論に基づいた域

準としても機能すると理解しているのである。

「……本審決は、共同市場の域内と域外のいずれに設立さ 「……本審決は、共同市場の域内と域外のいずれに設立さ がその本拠を共同体の域内と域外のいずれに有しているかは、 がその本拠を共同体の域内と域外のいずれに有しているかは、 がその本拠を共同体の域内と域外のいずれに直間の貿易に をのは、共同市場の競争制限に適用可能で はでの信題に、事業者団体が行うすべての決定及びす と応がって、ローマ条約の競争規則は、第八五条一項に言う したがって、ローマ条約の競争規則は、第八五条一項に言う とがって、ローマ条約の競争規則は、第八五条一項に言う とがって、ローマ条約の競争規則は、第八五条一項に言う とがって、ローマ条約の競争規則は、第八五条一項に言う とがその本拠を共同体の域内と域外のいずれに設立さ

という表現が、行為の違法性の基準にとどまらず、管轄権の基内の競争の妨害、制限又は歪曲」の「効果(effect)を有する」考えられる。つまり、委員会としては、同条項中の「共同市場ら判断すると、それは、第八五条一項の文言そのものにあるとら判断すると、それは、第八五条一項の文言そのものにあるとのように効果理論を強く支持している委員会は、その法的このように効果理論を強く支持している委員会は、その法的

とは言えないであろう。さらに、右の「効果を発生する」とい(ミロ) 訳された判決文では「実施される」(is operative) となってお う表現は、正文であるフランス語版によったもので、その英語 域内であったことから、右の判決が純粋な効果理論を採用した と判示したからである。しかしながら、この事件では、 (produit ses effets)限り、[第八五条一項の] 適用を妨げない」 という事実は、当該協定が共同市場の域内で効果を発生する 裁判所は、「協定の当事者たる一企業が第三国に居所を有する グラン社との排他的販売契約が問題となった当該事件について 果理論を採用していると言う。日本の大沢商会とベルギーの 月二五日に出されたベグラン事件 (Béguelin case) 判決が効 り、「効果」に該当する言葉が直接には使用されていない点にも を取ってきたのであろうか。委員会によれば、一九七一年一一 て参照)は、EC競争法の域外適用に関して、 方の当事者が域内企業であるとともに、その契約の履行地が 次に、欧州司法裁判所(以下のところでは、 どのような立場 単に裁判所とし 契約の

かし、これは、

競争法ではなく、

労働法の分野における雇用条

効果と言うよりも、

むしろ当該規則の絶対性と普遍性にあった

その団体規約自体の域内

則が域外の団体に適用された理由は、

件の平等に関するものであった。また、ローマ条約の無差別規

この部分が、効果理論を採用したと主張される箇所である。

に基づいて法律関係が共同体の域内に存在すると考えられる限

個に出されたものの、

CI社、ガイギ社並びにサンドス社の事件についてそれぞれ別 所に訴訟を提起した。その判決は、一九七二年七月一四日、

内容はほぼ同一であった。

すべての法律関係を判断する際に適用される」と述べた。(ミロ)

応留意しなければならない。 (24)

に端を発する。 第七条などに違反するとしてユトレヒトの裁判所に訴えたこと ネーブ在)の規約を、国籍に基づく差別を禁止したローマ条約 なければならないとした国際サイクリスト連盟(スイスのジュ おけるペースメーカーとステイヤー (stayer) を同一国籍にし この事件は、二人のオランダ人が、 Walrave v Union Cycliste Internationale 事件判決である。 つの判決がある。 裁判所が効果理論を採用した証左として引用される、 もう一

が効果を発生する場所(the place where they take effect) ついて、「その絶対性により、法律関係に入る場所又はそれら 行判決を求められたEC司法裁判所は、 同裁判所からローマ条約の解釈問題について先 それは、一九七四年一二月一二日に出された 自動二輪の中距離レースに 第七条の無差別規則に

> stuffs cases)において、委員会とは異なる立場を取っている。(26) Chemical Industries Ltd.)が上記審決の取消を求めて裁判 サンドス社 (Sandoz SA) と、イギリスのICI社 (Imperial Geigy SA)、チバ社(Ciba SA -後にガイギ社と合併)及び 同年一〇月、域外企業の四社すなわちスイスのガイギ社(J. R 又は五万計算単位という過料の支払いを命じた。それに対して、 と域外企業四社の同調行為を認定するとともに、 委員会は、一九六九年七月二四日の審決によって、一九六四年、 た域内企業六社(ドイツ四社、フランスとイタリアの各一社 一九六五年及び一九六七年に染料の域内価格を均一に値上げし 各企業に四万

「一つの経済単位」(one economic unit)を形成していると が親会社に対して自治的決定権を持たない場合には、それらが (the unity of the group) に求められている。 子会社に対する親会社の指示権に基づいた「企業集団の一体性 外の親会社に帰属させるというものである。 るEC競争法の適用を認める際に、新しい管轄権理論を採用し た。それは、域内に設立された子会社の域内行為の責任を、域 裁判所は、これらの三判決において、原告の域外企業に対す その理論的根拠は つまり、子会社

果理論を採用したと明確に結論付けることは困難であろう。 と思われる。 他方で、 裁判所は、 したがって、 いわゆる国際染料カルテル事件 (Dye-以上の二つの判決から、 裁判所が効

場合、法的に言うと、

捉えたわけである。ただ、子会社の行為を親会社に帰責させる

両企業が別個の法人格を有していること

として退けた。

このような管轄権に関する「経済的一体性の理論」(the eco-

調行為を実行したのは、実際上、原告の[域外]企業である。」らの活動の一体性に優位することはできない。共同市場内で同るそれらの形式的な分離は、競争法の適用上、市場における彼張を、「両企業がそれぞれ別個の法人格を有することから生じが障碍となる。しかしながら、裁判所は、こうした原告側の主

nomic unity theory)は、その後、ローマ条約第八六条に関れている。 Prug 事件判決(同年一〇月三一日)においても踏襲されて (23) 件判決(一九七四年三月二一日)、コマーシャル・ソルベンツ事件 (28) (28) クラットの。 Prug 事件判決(同年一〇月三一日)においても踏襲されて ので、ローマ条約第八六条に関

められた事件」であった。(②)のEC競争法適用の可否について欧州裁判所の判断が初めて求

産者(カナダ企業六社、米国企業一○社、フィンランド企業一 ビアの生産者を中心とした輸出又は再販の禁止、さらにKEA es(現実には、同社の運営する欧州パルプ・製紙産業調査情報 国パルプ、紙及び板紙輸出組合KEAとスイスの信託会社 Fid-実際の販売価格の両方又はそのいずれかに関する同調行為、 けての一定期間中、四半期毎に公表される木材パルプの価格と 審決である。同審決によって、一九七五年から一九八一年にか(33) 通貨単位)にのぼる過料が賦課された(同第三条)。 と右の二事業者団体に対して、総額四一二万五千ECU 反行為の排除が命じられる(同第二条)とともに、三四の企業 スペインの各一社)と二つの事業者団体(米国のKEAとフィ された(審決の第一条)。その被審人は、四一の木材パルプ生 の推奨価格制度が、ローマ条約第八五条一項に違反すると認定 センター)における公表価格についての情報交換、スカンジナ と思う。問題となったのは、一九八四年一二月一九日の委員会 ンランドの Finncell)である。そして、米国企業に対して違 一社、スウェーデン企業一一社、ノルウェー、ポルトガル及び ここで、当該事件の事実関係について簡単に触れておきた (欧州

かる審決の取消を求めて裁判所に提訴した。これが、一般に業九社、フィンランド企業一一社及び二つの事業者団体が、か一九八五年四月、右被審人の内で、カナダ企業六社、米国企

法からの適用除外を認めた、いわゆるウェッブ・ポメリン法 た、KEAは、米国の輸出を促進するために同国の反トラスト に照らして、域内での活動に無関係である点が強調された。 れていること、さらに加盟各企業が独立性を保持していること 売活動に従事していないこと、その業務と会合が米国内に限ら KEAに関するもので、この団体自身としては一切の生産・販

ま

(Webb Pomerene Act, 1918) に基づいて設立された輸出組

が管轄権を及ぼすためには効果理論に依拠するしかないが、当 これら企業のいくつかは域内に子会社を設立しているが、価格 原告企業のすべてが域外に本拠を有しているという事実である。 とするところは、大旨次の四点に集約できるであろう。第一は、(35) る。原告側は、特に共同体の管轄権自体を争ったが、その論拠 う方法で販売していたに過ぎない。このような域外企業にEC いては、単なる代理店を通じてか又は域内に直接輸出するとい などの決定は域外の本社で行われていた。それ以外の企業につ 「木材パルプ事件」(Wood Pulp case)と呼称される事案であ

ければならない。

同協定第二七条に定める「合同委員会」に優先的に付託されな ECとフィンランド間の貿易に影響を及ぼす競争制限行為は、 自由貿易協定はローマ条約に優位している。その結果として、

ド企業の主張するところでは、

同国とECとの間で締結された

決定した。さらに、裁判所は、同年一二月一六日の命令によっ(36) 題を切り離し、後者の二つの問題について先行判断することを 学者のヒギンズ R. Higgins である)。 容されている(イギリスの訴訟代理人を補佐したのは、 は、一九八五年一○月九日に下された裁判所の命令によって認 場を支持すべく、訴訟に参加することを希望した。かかる請求 国とカナダの企業に対するECの管轄権についての委員会の立 対するECとフィンランド間の自由貿易協定の優位性という問 に関連した実体問題から、ECの管轄権の問題とローマ条約に て、これらの事件を併合するに至った。なお、イギリスは、米 ところで、裁判所は、一九八七年七月八日、木材パルプ事件 国際法

該理論はEC法と国際法において認められていない。

第二は、

域外適用の範囲を拡大するためには、従来の「経済的一体性の 認めるというものであった。しかし、このようにEC競争法の(ポダ) をほとんど認めず、KEA以外の原告に対するECの管轄権を に下された。しかし、その内容は、上記のような原告側の主張 右の二つの先行問題に関する判決は、一九八八年九月二七日

ることを要求した委員会との「約定」がカナダの通貨主権を侵 第三は、カナダの一部企業が主張した論拠である。それによる 干渉にあたり、したがって国際法に違反することも指摘された。 と、同国内でカナダ・ドル以外の通貨によって送り状を作成す 合であって、その行為を違法とすることは米国の国内事項への

害し、引いては国際礼譲に反すると言う。最後に、フィンラン

れたのが、いわゆる「実行理論」(implementation theory) 理論」に代わる新しい管轄権理論が必要となる。そこで採用さ

(38) (38) (38) その実行された場所を管轄権配分の基準にするというもので、 た二つの委員会審決と翌年の一二月二一日にEC閣僚理事会に 当該理論は、競争制限行為の形成された場所ではなく、

な極めて重要な判例であると言えよう。したがって、当該理論(タロク) C競争法の域外適用に関して正にマイル・ストーンとなるよう どにも実際に取り入れられている。その意味で、同判決は、 よって採択された「企業間の合併規則」第四○六四/八九号な

では、いわゆる「法務官」(Advocate-General)の意見が大きな 判決の全訳を試みたいと思う。ただ、裁判所が判決を下す過程 以下のところでは、かような重要性を有する木材パルプ事件 させるためにも必要不可欠と考えられる。

れた米国政府とEC間の国際的独禁共助協定をスムースに機能 した比較検討は、一九九一年九月二三日にワシントンで署名さ 国の効果理論との比較を通じて実施されるべきであろう。こう の内容を正確に分析しなければならないが、それは取り分け米

影響力を持つと言われている。また、当該事件に関する法務官 法務官の意見についても、その全訳を掲載することにした。 関連して一九八八年五月二五日に出されたダルモン(Darmon) びに米国法の有益な分析が含まれている。したがって、本件に の意見には、国家管轄権の域外適用についてのEC法、国際法並

1 Louis Cartou, Communautés Européennes, Neuvième édition,

> 促進だけてなく、中小企業への配慮とか労働者の保護といった社会 的目標をも合わせて追求するものと考えられている。 1989, Dalloz, p. 373. ECの競争政策は、米国のように自由競争の −政治・経済日的とその手段──』有信堂(一九九三年)二 山根裕子『E

三二一二三三頁

(2) 例えば、EC委員会 (現在の欧州委員会) は、「実効的な競争政 うして競争の圧力を増大させることを通じてより競争的な共同体経 策は、巨大市場の完成がもたらす潜在可能性を最大限に活用し、そ teenth Report on Competition Policy, 1989, p. 13) ° 約束された利益を享受できない恐れがある。」と述べている (Eigh-ろう。こうした政策の無い場合、共同体の消費者は巨大な統合市場の と内部市場の双方における欧州産業の地位を高めることになるであ 済を創造する唯一の方法である。さらに、より一層の競争は、世界

(3) 欧州連合EUは、正確には、ECSC、EC並びにEURAT 八七号一一頁を参照)。 分野における協力」を包括したものである(『月刊ヨーロッパ』 第一 OMの三共同体と、共通外交・安全保障政策、さらに「司法・内政

(4) EC競争法は、各構成国の競争法とは区別される。 おそれ」を伴う限りにおいてEC競争法の対象となるだけでなく、 構成国企業の国内活動であっても「構成国間の貿易に影響を及ぼす おり、相互に抵触する可能性はほとんどない。ところが、 とになっている。したがって、両者は観念的には明確に区分されて 及ほすおそれ」のある場合にはEC競争法がそれぞれ適用されるこ とどまる場合は当該国の競争法、それが「構成国間の貿易に影響を の第八五条及び第八六条によると、競争制限の影響が一構成国内に ローマ条約の第八五条及び第八六条に関する第一施行規則(一九六 ローマ条約

(5) 数多くの『条約集』て、ローマ条約第八五条一項の "concerted

practices"は「共同行為」と訳されているか、価格の"concert"と

(名古屋大学)第一三八号(一九九一年)三五-五九頁を参照 服部育生「EECカルテル法と国内カルテル法との関係」法政論集 を否定したものではなく、それを修正したに過ぎないという指摘は、 並行的に適用され、結果的により厳しい法が適用されるとする説)」 れまで有力であった「二重制限説(ECと各構成国の競争法が同時 争法との並行適用 (parallel application) を容認したことから、 C競争法の優位性を認めつつも、右のような条件の下で構成国の競 に限り」、構成国の競争法が適用されると判示した。この判決か、 用と同法施行のために取られる措置の十分な効力か害されない場合 が尊重され」且つ「共同市場全体における共同体競争法の統 as E.C.R, pp.1-29) の中で、「ローマ条約の究極的な一般目的 14/68, 1969, Reports of Cases before the Court, heremafter cited 六九年二月一三日の判決 (Walt Wilhelm v Bundeskartell amt, Case うなるのてあろうか。この問題に関して、EC司法裁判所は、一九 い。こうした抵触があった場合、両法規の適用関係は、果たしてど ECと各構成国の競争法が相互に抵触する可能性は決して少なくな が構成国の国内に直接適用されることから(同規則第二四条)、 一的適 そ Ε

(6) EEC Council Regulation No.17/82, O.J., No L 13/204, 1962 reprinted at S. Zamora and R. A. Brand, Basic Documents of International Economic Law, Vol. 2, pp. 183–195. その邦語訳は、高野雄一・小原喜雄編『国際経済条約集』(有斐閣)に収録されている。

(~) EEC Council Regulation No. 27/62, O. J., No. L 35/1118, 1962

- reprinted at S. Zamora et al., op. cit., pp. 197-202
- EC内企業活動の法規制――』有斐閣(一九九三年)六四-六九頁(8) EC競争法の実施手続については、松下満雄編『EC経済法――
- (9) 一二人のメンハーで構成される第一審裁判所は、当初はECの(9) 一二人のメンハーで構成される第一審裁判所創設について」を認めるに至った(ローマ条約の第一六八条和)の要請に基づいて第一審裁判所の管轄権を随時拡大することを認めるに至った(ローマ条約の第一六八条和)の要請に基づいて第一審裁判所の管轄権を随時拡大することを認めるに至った(ローマ条約の第一六八条和)。この第一審裁判所については、吉野正三郎・青木亮子「ECの第一審裁判所創設について」いては、吉野正三郎・青木亮子「ECの第一審裁判所創設について」がでは、吉野正三郎・青木亮子「ECの第一審裁判所創設について、第一日で、マーストリヒト条約は、理事会が司法裁判所の設めの第一本裁判所の設置・管轄・構成」法学研究(慶應義塾大州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成」法学研究(慶應義塾大州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成」法学研究(慶應義塾大州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成」法学研究(慶應義塾大学)第六十五巻第一二号所収を参照。
- 輸送と販売活動を平常行っている企業」と定義している。生産活動に従事し、さらに……域内の消費者又は製造業者に対するの対象となる「企業」を、ECSC域内において「石炭鉄鋼分野の10) ECSC設立条約の第八○条は、その競争法(同条約の第八章)

(1) 西ドイツ競争制限禁止法の第九八条二項は、「この法律は、

(12) 効果理論を最初に導入したのは、米国連邦裁判所(第二巡回控国際商事法務第二○巻第九号・同一○号(一九九二年)所収を参照。のいては、服部育生「トイツ競争制限禁止法の域外適用(上)・(下)」競争制限に対して適用される」と規定している。同法の域外適用に競争制限に対して適用される」と規定している。同法の域外適用に

年 その不明確性などのために「真の基準とならなかった」ことを指摘 バレン事件判決において、 カ・EC独占禁止法渉外判例の解説』一六一-一七二頁に詳しい)。 定することを明らかにした(同事件については、松下満雄『アメリ Trade cases) 判決において、 国の反発と抵抗を惹起したことは言うまでもない。そのため、 訴裁判所)のアルコア事件判決(一九四五年)であると言われてい 本草二『国際法・新版』有斐閣二四八頁)というものであった。 の枠内で国際礼譲又は政治的考慮に基づいて自己抑制を行う」(山 いるとした上で、相手国の管轄権との競合について専ら抵触法規範 国人の国外行為に対する強制管轄権の適用が国際法上は許容されて (jurisdictional rule of reason)と呼称されているが、本質的には「外 用した。このような解決策は、一般に「管轄権に関する合理の原則 にも取り入れられている。しかし、連邦裁判所は、いわゆるティン かかる姿勢は、米国法律協会の第二次リステイトメント(一九六五 裁判所は、いわゆるスイス時計会社事件 (1963, Trade cases.; 1965 域外の意図的行為に対して領域国の管轄権を及ぼすことが、 ところが、米国には、近年、こうした自制的態度を変更し、 利益と連結の程度を比較衡量する「抵触法的」アプローチを採 第一八条の「実質的、直接的及び予見可能な効果」という表現 しかしながら、このように、領域内に競争制限効果を及ぼす領 「直接且つ実質的な効果」という基準が 効果を「直接且つ実質的な」ものに限 他の諸

当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界」国決までの米国判例法の動きについては、小原喜雄「域外管轄権の不然までの米国門例法の動きについては、小原喜雄「域外管轄権の不米国の管轄権を極めて安易に認めるという姿勢を取るに至ったので米国の管轄権を極めて安易に認めるという姿勢を取るに至ったので米国の管轄権を極めて安易に認めるという姿勢を取るに至ったので、同裁判所は、国際法が競合管轄権を否定していないことから、て、同裁判所は、国際法が競合管轄権を否定していないことから、な足場」を得たに過ぎないという批判的態度を明らかにした。そしなは場」を得たの表

際法外交雑誌第八八巻第四号所収に詳しい)。

あり、 から、 カ対外関係法第三リステイトメント (三)」国際法外交雑誌第八九巻 ている。アメリカ対外関係法リステイトメント研究会・訳「アメリ 立法管轄権に服する』という曖昧な表現(第四一五条) 及ほすことができるかどうかについて協会内で議論が紛糾したこと に関しては、現実の効果を伴わない意図だけを根拠にして管轄権を 及ぼすことができるようになる(もっとも、競争制限行為の管轄権 に発生しなくても、その意図さえ確認できれば自国の立法管轄権を 後者の立場によると、米国は、たとえ自国内に競争制限効果が現実 ずれか一方が認定されれば足りる(第四〇二条一項c)としている。 かかる要件として意図と効果の両方を必ずしも必要とせず、そのい ていたが(第一八条b)、第三次リステイトメント (一九八七年) は 実質的及び予見可能な効果」の発生が立法管轄権行使の要件とされ ト」である。第二次リステイトメント(一九六五年)では、 次は、米国法律協会の作成した「米国対外関係法リステイトメン 一号九二—九五頁)。 且つ、……通商にある程度の効果を及ぼす場合には、 競争制限行為の「主たる目的が米国の通商を阻害することに にとどまっ 「直接、

比較衡量するための政治的判断を行う能力と情報収集能力に著しい事件判決(一九八四年)において、裁判所には自国と外国の利益を

看取することができる。

先ず最初に、連邦控訴裁判所は、

レイカー

米国法律協会並びに司法省の立場の変化に

その例は、

連邦裁判所、

積極的に域外適用を行おうとする姿勢が再び顕著になってきている。

ンにより、この輸出取引についても米国の管轄権が及ふことになったの場に、米国司法省は、米国の反トラスト法が同国の国内取引と輸入取引だけてなく輸出取引についても適用されると規定していたが、一九八八年の司法出取引についても適用されると規定していたが、一九八八年の司法出取引についても適用されると規定していたが、一九八八年の司法出取引についても適用されると規定していたが、一九八八年の司法出取引についても適用されると規定していたが、一九八八年の司法出取引についても選手を書するような」行為に対してあり、この輸出取引についても米国の管轄権が及ふことになった。

13)松下満雄『独占禁止法と国際取引――域外適用の問題を中心に――』東京大学出版会(一九七〇年)二一六―二、一頁、山本草二「国家管轄権の域外適用」ジュリスト第七八一号(一九八三年)一九六―一九七頁を参照。ヴェイユは、こうした弁証法的対立を、次のように説明している。 「問題それ自体は、基本的に単純である。困難を伴うのは、その解決である。私達は、国際社会に対して、境界によって並存し分解された蜂の巣のイメーシを抱いている。領域の概念は、属地概念の正に中核を成すものて、物理的且つ地理的な境界によって截からに、国境は、単に障壁であるたけでなく通過点でもあり、経済生活はかかる国境を無視している。そうだとすると、国家の本質すなわち領域的性質と、全く領域的であることのできない経済生力なわち領域的性質と、全く領域的であることのできない経済生力なわち領域的性質と、全く領域的であることのできない経済生活と国際取引――域外適用の問題を中心に

- *toriale du droit économique,* Cahiers du CEDIN, Montchrestien. 1987, p. 11)°
- 1) 効果理論の国際法上の根拠は、一般的には「客観的属地主義」と考えられているが、それを「保護主義」に求める立場もある(Roger P. Alford, The extraterritorial application of antitrust laws: the United States and European Community approaches, Virginia Journal of International Law, Vol. 33, 1992, No. 1, p 4) 。
- (15) 米国反トラスト法の一方的域外適用に対する諸外国の対抗措置(15) 米国反トラスト法の域外適用と諸外国の対抗立法(上)」国松下満雄「米反トラスト法の域外適用と諸外国の対抗立法(上)」国松下満雄「米反トラスト法の「方的域外適用に対する諸外国の対抗措置
- (\(\mathbb{G}\)) Eighth General Report on the Activities of the Community, 1965, para. 54.
- (17) 委員会は、一九六四年三月一一日の審決により、家庭などで使用されるプラスティク製品を製造するフランスの有限会社 Grosfillexがスイスの販売店 Fillistorf との間で一九五九年九月四日 に結んだず、また共同市場内で感知できるほどの競争制限効果を発生していず、また共同市場内で感知できるほどの競争制限効果を発生していないという認定に基づき、ネカティフ・クリアランスを発給した (2.0.1) 委員会は、一九六四年三月一一日の審決により、家庭などで使用の1、N° 58, 9 avril 1964, 915/64)。
- ついて、委員会は、一九六四年六月一日の審決により、「契約か共同に結ばれた非排他的な販売契約(一九六三年一月二五日に改正)にÉtablissements Mertens & Straet との間で一九五三年一〇月一日Établissements Mertens & Straet との間で一九五三年一〇月一日でおいます。

tendances à l'extraterritorialité, en L'application extra-terri-

では、第八五条の適用の妨げとならない。 果を持たないと認定して、ネカティブ・クリアランスを発給した(J 果を持たないと認定して、ネカティブ・クリアランスを発給した(J の、N°92、10 juin 1964、1426~64)。

競争法規定の域外適用について」経済法第一一号(一九六七年)四人64)が挙げられる場合もある。小原喜雄「欧州経済共同体条約のの決定として、七月三○日の審決(J.O., № 136, 26 août 1964, 2287の決定として、七月三○日の審決(J.O., № 136, 26 août 1964, 2287の決定として、第一一次競争政策報告書(一九八一年)の中で、「ECかくして、第一一次競争政策報告書(一九八一年)の中で、「ECかくして、第一一次競争政策報告書(一九八一年)の中で、「EC

(≅) Eighth General Report on the Activities of the Community, 1965, para. 55.

○―四一頁を参照。

イブライン事件について――」国際法外交雑誌第八四巻第三号所収た改正した(I.L.M.. Vol. 21, 1982, pp. 166-171)。委員会は、かに改正した(I.L.M.. Vol. 21, 1982, pp. 166-171)。

(\approx) Décision de la Commission du 24 juillet 1969, $J.O., N^oL195$ /16.

に詳しい。

- ∑ Deuxième rapport sur la politique de concurrence, 1973, para.
 24.
- S) Béguelin Import Co. and Others v S. A. G. L. Import Export and Others, Case 22 /71, E. C. R., 1971 / 2, pp. 949-964.
- めている(第三五節)。 同判決が厳格な意味ての効果理論を採用したとは言えないことを認同判決が厳格な意味ての効果理論を採用したとは言えないことを認べグラン事件では一方の契約当事者が域内企業であったことから、3) 委員会自身も、第一一次競争政策報告書(一九八一年)の中で、
- | 三三 | 一三四頁を参照。| 小原喜雄『国際的事業活動と国家管轄権』 | 有斐閣(一九九三年)|
- S) B. N. O. Walrave and L. J. N Koch v Association Union Cycliste Internationale, Koninklijke Nederlandsche Wielren Unie and Federacion Española Ciclismo, Case 36/74, E. C. R., 1974/8, pp. 1405-1422.

- (26) 委員会は、国際染料カルテル事件の判決が打ち出した「経済的(26) 委員会は、国際染料カルテル事件の判決が打ち出した「経済的(26) 委員会は、国際染料カルテル事件の判決が打ち出した「経済的
- (27) ガイキ事件とサントス事件の両判決の中には、委員会の管轄権 (27) ガイキ事件とサントス事件の両判決の中には、委員会の管轄権 の管轄権を認めるという文脈の中て付随的に触れられた箇所に過ぎ がし、それは、「経済的一体性の理論」に基づいて域外両企業にEC かし、それは、「経済的一体性の理論」に基づいて域外両企業にEC の管轄権を認めるという文脈の中て付随的に触れられた箇所に過ぎ ず、いわは「傍論」と言うべき部分であろう。
- (%) Europemballage Corporation and Continental Can Company Inc. v Commission of the European Communities, Case 6/72, E C R., 1973/2, pp 215-250
- (A) Istituto Chemioterapico Italiano SpA and Commercial Solvents
 Corporation v Commission of the European Communities, Joined Cases 6 and 7/73, E. C. R., 1974/3, pp. 223-258.
 (A) Centrafarm BV and Adriaan De Peijper v Sterling Drug Inc.
- (3) Centralarm by and Adriaan Lie Feijher v Sterling Drug Case, 15/74, E.C.R., 1974/6, pp. 1147-1169.
- ਨ) Roger P Alford, op. cit., p 31.
- 九六一号(一九九〇年)一二九頁。(32) 滝川敏明「日本企業に対するEC競争法の適用」ジュリスト第
- (3) O. J No L 85/1, 26 March 1985

- (Case 89/85)、②米国企業Bowater Incorporated(Case 104/85)、③KEAの加盟企業七社(Chesapeake Corporation, Crown Zellerbach Corporation, Federal Paper Board Company Inc., Georgia-Pacific Corporation, Mead Corporation, Scott Paper Company, Weyerhaeuser Company) と同団体(Case 114/85)、④カナダ企業 St Anne-Nackawic Pulp and Paper Company Ltd (Case 116/85)、⑤米国企業 International Pulp Sales Company (Case 117/85)、⑥カナタ企業 Westar Timber Ltd(Case 125/85)、⑥カナタ企業 MacMillan Bloedel Ltd(Case 127/85)、⑥カナタ企業 British Columbia Forest Products Ltd(Case 128/85)、⑩カナタ企業 British Columbia Forest Products Ltd(Case 128/85)、⑪カナタ企業 British Columbia Forest Products Ltd(Case 129/85) というように、一〇の事案に分かれて提起された。
- Second Sec
- 和によると、裁判所は、木材パルプの公表価格に関する同調を認定れによると、裁判所は、木材パルプの公表価格に関する同調を認定した審決の第一条一項を無効と判断し、委員会に対して総額四〇〇万ECUの罰金払戻を命じた。ただ、その理由は、EC競争法の域外適用ではなく、同調行為の不存在にあったとされている(Brighte Stern, L'extraterritorialité revisitée, Où il est question des affaires Alvarez-Macham, Pâte de bois et de quelques autres..., Annuaire Français de Droit International, Tome 37, 1992, p. 291)。
- の数の評釈が出されている。例えば、A. Puttler, EEC competition

(37) 木材パルプ事件判決については、前掲の論文以外にも、

law, International Decisions, American Journal of International Law, Vol. 83, 1989, No. 2, pp. 357-361.; D. G. F. Lange and J. B. Sandage, The Wood Pulp decision and its implications for the scope of EC competition law, Common Market Law Review, Vol. 26, 1989, pp. 137-165.; F. A. Mann, The public international law of restrictive practices in the European Court of Justice, International and Comparative Law Quarterly, Vol. 38, 1989, pp. 375-377.; M. Jeffrey, The implications of the Wood Pulp case for the European Communities, Leiden Journal of International Law Vol. 4, 1991, pp. 75-107.; Whatstein, Extraterritorial application of EC competition law-comments and reflections, Israel Law Review, Vol. 26, 1992, No. 2, pp. 196-237 おりまの経験に

商事法務第一六巻第一一号(一九八八年)所収などがある。 C独禁法の域外適用に関するEC裁判所の判決(パルプ事件)」国際 EC競争法の域外適用(上)・(下)」国際商事法務第一六巻第一二号 EC競争法の域外適用(上)・(下)」国際商事法務第一六巻第一二号

(35) Commission decision of 21 December 1988, PVC, 1989, O.J., No L 74/1 and Commission decision of 21 December 1988, Ld-PE, 1989, O.J., No L 74/21.

画審決では、その対象となっている外国企業が「共同体の域外に本拠と生産施設をもっていたという事実は、共同体の域内で実行された協定に関する当該企業の責任に影響を与えない」ことが明らかれた協定に関する当該企業の責任に影響を与えない」ことが明らかれた協定に関する当該企業の責任に影響を与えない」ことが明らかれた協定に関する当該企業の責任に影響を与えない」ことが明らかれた協定に関する当該企業の責任に影響を与えない」ことが明らかにされている。このような表現は、実行理論を採用したものと考えにされている。このような表現は、実行理論を採用したものと考えにされている。このような表現は、実行理論を採用したものと考えにされている。

企業 Respol が自国市場の防衛のためにカルテルに参加した (共同

適用するという委員会の姿勢を窺い知ることができる。できない域外企業の域外行為に対しては、従来と同様に効果理論をできない域外企業の域外行為に対しては、従来と同様に効果理論であれても適用される」と述べている。この部分から、実行理論でカバーにも適用される」と述べている。この部分から、実行理論でカバーとしたものてはないと主張したにも拘らず、「カルテルへの参加が体加盟直前の活動)のであって、共同体に影響を及ぼすことを目的体加盟直前の活動)のであって、共同体に影響を及ぼすことを目的

395/1, 30 December 1989, corrigendum, O.J., No L 257/13, 21 395/1, 30 December 1989, corrigendum, O.J., No L 257/13, 21 (領域を域内に有していないが、そこで実質的な活動をしている企業領域を域内に有していないが、そこで実質的な活動をしている企業によって行われる合併」にも適用される(前文第一五段)ことになっている。後者のケースは、木材パルプ事件判決の影響を受けたものでいる。後者のケースは、木材パルプ事件判決の影響を受けたものでいる。後者のケースは、木材パルプ事件判決の影響を受けたものでいる。後者のケースは、木材パルプ事件判決の影響を受けたものでいる。後者のケースは、木材パルプ事件判決の影響を受けたものでいる。後者のケースは、木材パルプ事件判決の影響を受けたものでいる。

40)公正取引委員会事務局の主催した「独占禁止法渉外問題研究会」 思われる。

思われる。

思われる。

思われる。

思われる。

の報告書に成り込まれた提言によれば、「外国企業が日本国内に物

は漢反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、

提制の対象になると考えられる。外国企業の支店あるいは子会社が

見本国内に所在することは、独占禁止法適用上の必要条件ではない」
とされている(公正取引委員会事務局・編『ダンピング規制と競争

とされている(公正取引委員会事務局・編『ダンピング規制と競争

とされている(公正取引委員会事務局の主催した「独占禁止法渉外問題研究会員

「判断しても、木材バルブ事件判決の強い影響を受けているように

思われる。

、42) EC裁判所の法務官制度は、ECSCの司法裁判所において既

ツ、イタリア及びイキリスからそれそれ選出されることになっていの後漸次増員)て構成されており、その内の四名はフランス、ドイ六―一六七条)。法務官は、全部で六名 (当初は二名であったか、その第一一条)、それがEECにも導入された(ローマ条約の第一六に採用されており (同設立条約の「司法裁判所規程に関する議定書」

(4) 米国・丘〇独禁共助協定(Agreement between the government of the United States of America and the Commission of the European Communities regarding the application of their competition laws, reprinted at *I. L. M.*, Vol. 30, 1991, pp. 1491—1502) は、いわゆる署名発効条約である(第一一条)。

もっとも、フランスは、当該協定について、委員会による権限踰

起と事由説明の欠如を根拠として、その無効をEC裁判所に訴えて は、フランスによれば、当該協定が、委員会の締結 る権限職越」とは、フランスによれば、当該協定が、委員会の締結 をを認めた、ローマ条約の第二二八条一項に定める協定(「ECの 特権免除に関する議定書」第七条一項)、行政協定、第二二九条に定 める国際機構との協定のいずれにも該当しないことを指している。 た年一〇月に採択され、一九七九年と一九八六年に改定)に従って、 七年一〇月に採択され、一九七九年と一九八六年に改定)に従って、 七年一〇月に採択され、一九七六年)、オーストラリア(一九八二年) 及びカナタ(一九八四年)との間で国際的な独禁共助協定を締結し でいる。これらの協定と比較した米国・EC独禁共助協定の特徴に でいては、須網隆夫「EC・アメリカ独禁協力協定の締結」法学セ シナー第四四九号(一九九二年)一八一一九頁を参照。

ダルモン法務官の意見

提出した。それは、正しくこの法務官の意見が関係した問題でスは、一九八八年一月一二日、管轄権の問題に関する意見書を

原告によって争われると同時にイギリスによって否認されたの管轄権問題の決定は、前者すなわち効果の場所に基づいて行め行為の場所の両方に依拠する傾向があったとしても、共同体的行為の場所の両方に依拠する傾向があったとしても、共同体の管轄権問題の決定は、前者すなわち効果の場所に基づいて指摘しての管轄権問題の決定は、前者すなわち効果の場所に基づいて行の管轄権問題の決定は、前者すなわち効果の場所に基づいて行動によって否認されたの管轄権問題の決定は、前者すなわち効果の場所に基づいて行動で移動を確立するので、委員会が争点の審決において共同体の管轄権では立ちないと思われる。

ある。

効果理論の反対論者は、共同体法と国際法の双方から導き出し、私は、このようなイギリスの立場に与することができない。ることによって本件を解決するよう、裁判所に要請した。しか法の双方で認められた属地管轄権の行使が妥当する旨を判示すこの点に関連して、イギリスは、同事件には共同体法と国際

則を適用することを認めていないというものであった。[以下、単に域外企業として参照――訳者註]に自らの競争規内に発生した効果だけを根拠としてその域外に設立された企業異議申立の内容は、共同体法と国際法のいずれも、共同体が域される論拠に基づいていた。すなわち、委員会の審決に対する

EC条約第八五条の関係という特殊な問題を検討するつもりで私は、共同体とフィンランド間で締結された自由貿易協定とEを踏まえた上で、域外企業に対する共同体の管轄権の基礎と国判例法の諸原則を再検討することが必要であろう。かかる考国判例法の諸原則を再検討することが必要であろう。かかる考国が成の諸原則を再検討することが必要であろう。かかる考したがって、先ず最初に共同体法と国際法の二つの側面を考したがって、先ず最初に共同体法と国際法の二つの側面を考

共同体法に照らした効果理論

I

単に裁判所として参照――訳者註」の判例法を検討すると、効出せないというものである。第二は、EC司法裁判所[以下、ことを許容した文言が、EEC条約第八五条の中には全く見い限効果だけに基づいて共同体の管轄権を域外企業にも拡大する限効果だけに基づいて共同体の管轄権への異議申立は、次の二れ、域外企業に対する共同体の管轄権への異議申立は、次の二裁判所にこれまで付託された各事件の特殊な事情がどうであ

しないよう裁判所に助言したいと思う。 果理論を拒否したと解釈することができるというものである。 以下に示すような理由で、これらの論拠のいずれも支持

第八五条の文言

競争の妨害、制限又は歪曲を目的とするか又はそのような効果 て禁止され、それとの抵触を宣告されるのは、「共同市場内の 国家の管轄権との境界の基準を構成している。EEC条約によっ を与える。構成国間の貿易に対する効果は、共同体の管轄権と 条約第八五条の文言は、このような主張に対して一般的な支持 した場合に常に適用可能であるという主張が見られる。EEC 共同体の競争法は、その本質上、競争制限効果が域内に発生

していない。

所在地ではなく、競争制限効果の発生した場所が共同体競争法 適用基準であるという見解を取っている。 この規定に照らして、大多数の学者は、企業の国籍とかその

を有する」協定、決定及び同調行為である。

わしいと言わざるを得ない。この概念は、「目的」 概念と同様果」が厳密に言って管轄権の基礎を構成しているかどうかは疑 かに実体競争法の違反の確定を可能にするものである。 ところが、実際上は、EEC条約第八五条に掲げられた 共同体の管轄権自体が争われていない事件において、明ら しかし 効

準としても援用される可能性がある。ただ、その範囲は実体法

「効果」概念は、それとは別の機能すなわち管轄権の基

は における効果のそれと必ずしも同一ではない。この点につい 適当な箇所で再び取り上げることにしたい。

EC司法裁判所の判例法における諸原則

しかし、そのことは、裁判所が当該理論を担否したことを意味 体競争法の適用に関し、公式に効果理論を支持したことはない。 裁判所は、これまでの判決において、 域外企業に対する共同

引き出すことができない」からである。 関連して指摘したように、「裁判所の沈黙からいかなる推論も はない。ゴールドマン(B. Goldman)教授が正に当該判決に 十分な基礎を構成していないことをはっきりと意味するもので 方法を選択した。しかし、そのことは、効果の場所が管轄権の 礎を企業の一体性 (the unity of the undertaking) に求める 所は、一九七二年七月一四日の判決において、その管轄権の基 基準を採用するよう裁判所に要請した。それにも拘らず、 同体の管轄権を確立するために、制限的効果ではあるが効果の 関連して、マイラス (Mayras) 法務官は、域外企業に対する共 染料カルテル事件」("Dyestuffs" cases)である。この事件に これに関連して最も頻繁に引用されるのは、 いわゆる「国

たとしても、当該理論に有利な決定的証拠を推断することはで のいくつかの判決が効果理論を示唆するような内容を含んでい 同様に、この分野における裁判所の判決から、 たとえその

らら(g)、はだているが、こう事はが早む方式に重に仕事になぜなら、協定は、共同市場の域内で効力を有しているからでいう事実は……[EEC条約第八五条]の適用を妨げない。……おいて「協定の当事者たる一企業が第三国で設立されているときない。例えば、裁判所が、ベグラン(Béguelin)事件判決に

断する際に適用される。」の域内に存在すると考えられる限り、すべての法律関係を判の域内に存在すると考えられる限り、すべての法律関係が共同体はそれらが効果を発生する場所に基づいて法律関係が共同体

無差別規則は、その絶対性により、法律関係に入る場所又

盟(Union Cycliste Internationale)の規約に関係していた。 この事件は、ジュネーブを所在地とする国際サイクリスト連

> 裁判所の審理において、同連盟は、効果の基準がガイギ(Geigy) (1) 事件とコンチネンタル・カン(Continental Can)事件の両判 事件とコンチネンタル・カン(Continental Can)事件の両判 事件とコンチネンタル・カン(Continental Can)事件の両判 のような指摘は、裁判所の解答の意義を十分明らかにして には、そうすべきでないとする根拠を見い出すことができない)、 には、そうすべきでないとする根拠を見い出すことができない)、 な判所が効果理論を拒否するどころか、全く躊躇することなく それを支持したと主張することさえできよう。

際法の要件と実行に合致しているかどうかを確認することが必と思われる。こうした種類の問題においては、かかる基準が国

しかしながら、右のような証拠だけでは、やはり十分でない

約の規則に関連する国籍上の無差別の原則について、当該判決

の中で次のように述べている。

国際法に照らした効果理論

Π

要である。

認めるというものである。 家に管轄権を付与し、後者は、自国民に対する国家の管轄権を題の人又は物が存在しているか又は問題の行為が実行された国題の人又は物が存在しているか又は問題の行為が実行された国語」(nationality)の二つである。前者は、問国際法における国家管轄権の確実な基礎は、「属地性」(terri-国際法における国家管轄権の確実な基礎は、「属地性」(terri-

属地性それ自体が、管轄権に関する二つの異なる原則を生み

出した。

(1)主観的属地主義(subjective territoriality) 国家は、 その領域内で開始された行為について、 たとえそ

(2)客観的属地主義(objective territoriality) 逆に、国家は、 外国で開始されたものの、少なくともその

特に次のように述べている。

れが外国で完成されたとしても管轄権を及ぼすことができる。

客観的属地主義は、競争の分野における国家管轄権の拡大に ことができる。 部を自国領域内で完成させた行為に対して管轄権を及ぼす

のである。 内で行われなくても、当該領域国に管轄権を付与するというも 効果に対処するために、たとえその効果を発生した行為が領域 決定的役割を果たしたと言って良いであろう。いわゆる効果理 論は、そこから導き出されたからである。この理論は、問題の

行使しようとする国家は、国際法の許容規則の存在を立証しな ず最初に、国際法の本質を考慮することが必要である。国際法 に抵触しないのであろうか。この問題に答えるに当っては、 管轄権の基礎としての「効果の場所」理論は、 権限を付与する法なのであろうか。したがって、管轄権を 国際法の規則 先

行使に対して一定の制限を設ける法に過ぎず、禁止規則の存在

法は、主権のコロラリーとして国家のすべての権限を尊重する ければならないのであろうか。あるいは、それとは逆に、

法なのであろうか。

すなわち、

国際法は、

単にかような主権の

国際

判決は、裁判所長の決定投票によって採択されたものであるが 的に、一九二七年九月七日に常設国際司法裁判所から出され ローチュス号事件判決の意義と範囲をめぐって展開された。同 しない場合に主権は完全な形のままなのであろうか。 学者の見解は、この点に関して分かれている。議論は、

ろか、この点に関しては、広汎な裁量権を国家に委ねており、 財産並びに行為に拡大できない旨の一般的禁止を定めるどこ 国家が自国の法律の適用と裁判所の管轄権をその領域外の人 国際法に当てはまらないことは明白である。現行の国際法は、 のみ主張することができよう。しかし、そのことが、現行 外として特定の場合にそうすることを国家に許容した場合に ことを国家に一般的に禁止し、国際法がこの一般的禁止の例 裁判所の管轄権をその領域外の人、財産及び行為に拡大する こうした[禁止を認める]見解は、国際法が国家法の適用と 自国領域内で管轄権を行使[することを禁止していない]。 で、国際法の許容規則に依拠することのできない場合でも、 定の場合に禁止規則に基づいた制限を課すにとどまってい 「[国際法は、国家が]外国で行われた行為に関係した事案

国際法によっ

て国家に委ねられた当該裁量権は、諸国が他国の異議又は不

と考える原則を自由に採択することができる。

る。それ以外の場合、すべての国家は、自らが最善且つ最適

の主権に存する。」

の主権に存する。」

の主権に関して設けている限界を越えてはならないということだ権に関して設けている限界を越えてはならないということだ権に関して設けている限界を越えてはならないということだを説明する……。国家に要求できるのは、国際法が国家管轄平が無いために採択することのできた極めて多種多様な規則

に課している。」

読む時、十分明らかになる。 対する制限は推定することができない」という言明と合わせて独立国家間の関係を規律」するものであるから「国家の独立に独立国家間の関係を規律」するものであるから「国家の独立に

に洗練された。るG・フィッツモーリス卿の個別意見の中で再述されると同時事件に関する一九七○年二月五日の国際司法裁判所判決におけこの点に関する国際法の立場は、バルセロナ・トラクション

る裁判管轄権の範囲に関して節度と自制を持ち、他国により、いて、これらが実際上何であるかを示すのは裁判所の仕事れは、(a)限界の「存在」を前提としている(特定の事件にれは、(a)限界の「存在」を前提としている(特定の事件において、これらが実際上何であるかを示すのは裁判所の仕事について国家管轄権の範囲を確定する堅固な規則を国家に課について国家管轄権の範囲を確定する堅固な規則を国家に課について国家管轄権の範囲を確定する堅固な規則を国家に課

(8)(8)管轄権への不当な侵害を回避するという義務をすべての国家適切に帰属しているか又は他国の方がより適当に行使できる

び同調行為を禁止していることを想起しなければならない。か 妨害、制限又は歪曲」の効果を発生するすべての協定、決定及 に全く切り離せない」旨を同判決の中で述べている。そこで、(20) この点について、当該事件に関しては行為とその効果が「法的 にそれを解釈していることを指摘した。常設国際司法裁判所は、 が国内で発生した」場合に、その犯罪を管轄権の下に置くよう 罪が実行されても「犯罪の構成要件の一つ、取り分けその効果 厳格な属地主義に立脚した国内裁判所でさえ、たとえ外国で犯 かる効果は、必然的に犯罪の一構成要件ではなかろうか。これ 無関係であろう。EEC条約第八五条が「共同市場内の競争の も、それは、域外企業に対する共同体競争法の適用にまったく づく国家の管轄権を、その領域内に発生した効果自体が犯罪の の別の箇所を援用した。常設国際司法裁判所は、国内刑事法の の学者は、その範囲を制限するために、ローチュス号事件判決 主義に基づいた管轄権を行使することができると主張している。 一部の学者は、国家がこのような状況においてのみ客観的属地 構成要件である場合に限定することを望んでいたと仮定して しかしながら、常設国際司法裁判所が、客観的属地主義に基 国家管轄権の基礎としての効果理論の承認に関連して、一部

その本質的要件でさえある」と述べている。 は 違反の効果が実際上その構成要件の一つであり、おそらく マイラス法務官の採用した見解であり、「競争法において

原則 められなければならない。 ることは、国際法の主体としての共同体についても必然的に認 旨の結論を確実に引き出すことができる。かくして、共同体の(タイ) 例法と矛盾していたわけではない――から、国家管轄権の基礎 のか」という問題が提起されたとしても、かように定められた(33) 管轄権が構成国のそれに取って代わった場合、国家に許容され としての効果の場所という考えが国際法の規則に合致している 確かに学者によって批判されたが、それまでの国際判

規則又は個別的決定を実施する国家の権限」と区別されなけれ ばならない。このような見解は、効果理論が国家管轄権の主張 れは、「執行管轄権」(jurisdıction to enforce)、 すなわち **- 当局による強制さえも含む実体的実施措置によって、 一般的**

このようにして付与された管轄権は、「立法管轄権」(jurisdic-

以下のような分析に同意する。

の基礎を構成することを認める学者によって広く洪有されてい

さらに、二〇余りの国家がいわゆる「対抗立法」を採択し

かである。 を課す権限が立法管轄権と執行管轄権のいずれの範疇に属する

は強制することではない」。そして、私は、ゴールドマン教授の(8) しかしながら、ある人達が以前に書いたように、「命令すること 形態の権限も行使することができない」というものである。容規則が存在する場合を除き、それは、他国領域内でいかなる ス号事件判決において使用された言葉を借りると、「反対の許 されている。国際法によって国家に課せられた禁止は、 る場合、それが立法管轄権の行使に当たることは一般的に合意 したがって、排除されるのは、特定の実施・強制措置である。 協定、決定又は同調行為が違法と宣告されて過料が課せられ ローチュ

意味なものにしてしまうであろう」。
「②)
「②)
「立法管轄権」を全く無 に不可分に結び付けられる。そして、こうした命令を下す権 無効の確認のように、当然、プロパー・ローたる法律の適用 廷地法の下に置かれる行為に対して行われる場合、事実又は 過料の支払命令は、法廷地国内に発生した効果のために法

のようなものであった。 採用したアプローチでもある。 これは、 国際染料カルテル事件において、 同事件に関する彼の意見は、次 マイラス法務官の

るものであった。しかし、ここで提起されるべき問題は、 たのは、本質的に、執行管轄権に基づいて取られた措置に対す

過料

る、過料の徴収(recovery)とは区別されなければならない。」を拒否した場合に強制執行によってのみ実施することのできすることを目的とした罰金刑の賦課は、対象企業がその支払「競争制限行為を抑制すると共に、その継続又は再開を防止

既に述べたように、渉外的要素を含む事案において国家がその強い関心を表している。そこで、米国裁判所の最も注目すべの強い関心を表している。そこで、米国裁判所の最も注目すべの強い関心を表している。そこで、米国裁判所の最も注目すべの強い関心を表している。そこで、米国裁判所の最も注目すべきいくつかの判決に言及したいと思う。

■ 米国法の諸原則

したままである。

法性は専らその行為が行われた領域国の法律によって決定されたに続けて、一般的又は普遍的規則によると、行為の適法性と違くのliver Wendell Holmes)判事の「すべての立法は、一応な(Oliver Wendell Holmes)判事の「すべての立法は、一応も有名なものは、アメリカン・バナナ事件判決におけるホームの自制的態度を取っていた。このような立場を顕著に示した最う自制的態度を取っていた。このような立場を顕著に示した最

に具現された極端な形の効果理論は、今なお強い影響力を保持 下(Learned Hand)判事に与えた。同判事の次のような発言 がその権限を行使する際に慣習的に遵守してきた制限を考慮に がその権限を行使する際に慣習的に遵守してきた制限を考慮に 大アルコア事件は、国内反トラスト法の解釈に関連して、国家 たアルコア事件は、国内反トラスト法の解釈に関連して、国家 たアルコア事件は、国内反トラスト法の解釈に関連して、国家 たアルコア事件は、国内反トラスト法の解釈に関連して、国家 たアルコア事件は、国内反トラスト法の解釈に関連して、国家 大の本で、外国企業は米国内の行為に関してのみ米国で処罰され、他 で、外国企業は米国内の行為に関してのみ米国で処罰され、他 で、外国企業は米国内の行為に関してのみ来国で処罰され、他 で、外国企業は米国内の行為に関してのみ来国で処罰され、他 で、外国企業は、一九四五年のアルコ 最も徹底した形での効果理論の登場は、一九四五年のアルコ

については、他の諸国も通常認めるところであろう。」とは、確立された法(settled law)である。 これらの責任たない人に対してさえ責任を負わせることができるというこ外行為について、当該領域国への忠誠心(allegiance)を持外にかなる国家も、非難すべき効果を領域内で発生した領域

その結果として、意図されたものであると同時に効果(その大則の適用は、意図の要素と実体的要素の存在を前提としている。ハンド判事によると、こうした外国企業に対する内国競争規

ると述べた。

きさを問わない)を発生した行為のみ、これらの規則の対象と

以外に全く連結素が存在しない事件は、それ自体明らかに例外 この種の決定は、 極めて稀である。なぜなら、発生した効果

告企業に対する米国当局の管轄権を支持した。その理由は、被 判事は、 gerie Suisse)事件判決に言及したいと思う。キャシン(Cashin) 的だからである。しかしながら、私は、スイス時計会社(Horlo-明白に効果理論に依拠しながら、外国で設立された被

の競合的な行使と効果理論の無制限な適用から生じる紛争を防 形での判例法は、必然的に反発と批判を惹起した。特に管轄権 止するために、米国ではさまざまな提案が行われた。この点に ンド判事の使用した文言に具現されるような、 最も極端な

適当であった。

際

心した点は注目に値する。

ものであった。ここで、裁判所が「効果」を限定することに腐 告の行為が米国内で実質的且つ直接的な効果を発生したという

見い出される。ただ、この試案は、米国領域内において実質的 年に公表された「リステイトメント試案(改訂版)」の中にも の概念に言及している。実質的な効果と同じ概念は、一九八五 的且つ予見可能な効果(substantial and foreseeable effect) する反トラスト指針」を引用したいと思う。後者の文書は、実質 チブに基づいて一九七七年一月に発行された「国際的活動に関 ついて、私は、一九六五年に米国法律協会によって公表された - 米国対外関係法リステイトメント」と、米国司法省のイニシア

> とを要求している。何人かの学者によれば、意図の存在は予見 な効果を発生するか又はそれを意図した域外行為が存在するこ

可能な効果の要件に等しいと考えられている。

イ判事は、アルコア事件とスイス時計会社事件の両判決を支持 イ(Choy)判事の判決に言及しないわけにはいかない。 チョは、ティンバレン (Timberlane Lumber) 事件におけるチョ このように効果理論を制限しようとする試みの文脈におい

文脈において定義することが困難であるように思われた。第二 努力が、以下のような理由であまり十分でなかったことを認め た。先ず第一に、実質的な効果の概念は、彼によれば、

する一方で、効果理論の範囲を狭めるためにそれまでなされた

れが他国の利益を考慮に入れることを許さない限りにおいて不 に、直接的な効果と間接的な効果との区別は、 彼によると、そ

それらは、三つの問題形式で示されており、最初の二つが適法 かを決定するために、彼は、三つの累積的基準を設けている。 ないという結論に至った。域外管轄権が行使されるべきかどう まりにも強い状況においては、域外管轄権の主張を正当化でき 関係における調和を維持するための抑制のインセンティブがあ チョイ判事は、米国の利益があまりにも弱く、またその国

米国の対外貿易に影響を

(1)

主張されるところの競争制限が、

与えるか又はそのような意図をもっていたのかどうか。

三番目が便宜性 (expediency) に関するものであった。

- と規模のものであったかどうか。② それは、シャーマン法の違反として認められるような形態
- 及ぶと主張すべきか否か。 3 国際礼譲と公正の問題として、米国の域外管轄権がそれに
- 含まれている。――から構成されている。それらの中には、次のようなものがのf reason)であり、七つの要素――排他的なリストではない三番目の条件は、本質的に管轄権における「合理の原則」(rule
- (1) 外国法規との抵触の程度、
- の相対的重大性、(3) 他の場所に発生した効果と比較した、米国内における効果(2) 当事者の国籍及び関係企業の所在地又はその主要な業務地、
- 判決も、ここで引用しておきたい。この判決では、ヴァイスさらに、マニングトン・ミルズ(Mannington Mills)事件図が存在する範囲とそのような効果の予見可能性。(3)米国の貿易を阻害するか又はそれに影響を及ぼす明白な意

であった。しかしながら、私は、当該事件において、アダムスれを行使する便宜性についての諸条件を拡大しようとするものらかに外交政策上の考慮に関連している。簡単に言うと、このらかに外交政策上の考慮に関連している。簡単に言うと、この上記の基準以外の要素を付け加えた。その内のいくつかは、明上記の基準以外の要素を付け加えた。その内のいくつかは、明上記の基準以外の要素を付け加えた。その内のいくつかは、明上記の基準がでは、ウェイス半げでは、ウェイス

(Adams) 判事が同じ基準について異なる解釈をしている点に

を確立することに奉仕し、その行使の条件を定めるものではな注目したい。彼の見解によれば、それは、管轄権の現実の存在

terests)を図らなければならないということである。 行使の合理性を確保するために、「利益衡量」(balance of in-ううということである。第二に、裁判所は、このような管轄権 実質的及び予見可能である場合に自国の管轄権を主張するであ 拠している。第一に、米国は、その貿易に対する効果が直接的、 この点について、米国法は、現在のところ、二つの原則に依かった。

とした外国法との選択を要求するからである。とした外国法との選択を要求するからである。 は、裁判所に対して、自国利益の保護を目的とした内国法と、付別によびできなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなかった。最も鋭い批判の一つは、レイカー免れることができなからである。

重大な疑念を表明している。第二に、彼によると、利益衡量は、が争点の競合問題と優先順位を適切に評価できる範囲については、実質的な限界が存在している。ウイルキー判事は、裁判所一に、かような競合的利益の客観的評価を行う裁判所の能力に一に、かような利益衡量は、二つの要素によって妨げられる。第

また、ウイルキー判事は、米国の裁判所がしばしばこのアプローチを拒否している事実と、同じく学問的批判が高まっていローチを拒否している事実と、同じく学問的批判が高まってい当代されても、その一つを「より合理的」であるという証拠も当代されても、その一つを「より合理的」であるという証拠も当代されても、その一つを「より合理的」であるという証拠もついないのである。

まれている。
最後に、一九八五年の「リステイトメント試案」において、最後に、一九八五年の「リステイトメント試案」において、まれている。

これらの判決の中で示された分析の結果として管轄権の行使を 打否したことはない。マン(F. A. Mann)教授は、利益衡量 担否したことはない。マン(F. A. Mann)教授は、利益衡量 担否したことはない。マン(F. A. Mann)教授は、利益衡量 担否したことはない。マン(F. A. Mann)教授は、利益衡量 を、裁判所は、それを適用される場合、それを拒絶する権限を 有していないのである。国際法の規則が法規の適用を排除する 大がって、一方で、管轄権の存在と行使を区別し、他方で、享 たがって、一方で、管轄権の存在と行使を区別し、他方で、享 たがって、一方で、管轄権の存在と行使を であって追随すべきではない。

明確にしなければならない。

明確にしなければならない。

明確にしなければならない。

明確にしなければならない。そこで、EC司法裁判所は、
と別一層の考査と制限なしに採用できるほど精確な管轄権の基
なり一層の考査と制限なしに採用できるほど精確な管轄権の基
はの一層の考査と制限なしに採用できるほど精確な管轄権の基

Ⅳ 管轄権の基準に関する提案

のことは、この分野において直面するさまざまな困難から明らと性質に関連したすべての問題を解決できるわけではない。そ連結素としての属地主義は、必ずしも現代の国際通商の規模

れない。米国の学者が指摘した一つの例外を除き、裁判所が、

トン・ミルズ事件判決において定式化された基準に従う利益衝

管轄権に関する「合理の原則」を引き出すようには思わ

以上のことから、実際上、ティンバレン事件判決とマニング

量が、

ェイユ (P. Weil) によっても共有されている。 世界に適合していないと言う。同じ見解は、以下のように、ヴかである。マン教授によれば、硬直的な属地主義はもはや現代

「私達は、国際社会に対して、境界によって並存し分断された蜂の巣のイメージを抱いている。領域の概念は、属地概念た蜂の巣のイメージを抱いている。領域の概念は、属地概念の正に中核を成すもので、物理的且つ地理的な境界によってがない。の近に中核を成すもので、物理的目の地理的な境界によってが存し分断されて、過程によってが存し分断され

このような評価に基づいて、多くの学者が法の域外適用に関このような評価に基づいてとを支持しながら、次のように述に基づかなければならないことを支持しながら、次のように述に基づかなければならないことを支持しながら、次のような評価に基づいて、多くの学者が法の域外適用に関このは、とのを有しているが、その権利を濫用することはできない。域外限を有しているが、その権利を濫用することはできない。域外限を有しているが、その権利を濫用することはできない。域外限を有しているが、その権利を濫用することはできない。域外限を有しているが、その権利を濫用することはできない。域外で轄権を行使する権によって管轄権を公正且つ合理的に主張できる。マン教授は、管轄権が「連結の密接性」といる。例えば、ジェニングスは、とのような評価に基づいて、多くの学者が法の域外適用に関このような評価に基づいない。

並びに相互依存の要求を含む)と合致している場合である。」そのさまざまな側面(国家の実行、不干渉と相互主義の原則、並びに重大であるために、それらに関する立法が国際法及びそれは、一定の要素との連結が非常に密接、実質的、直接的「国家は、次のような場合には [立法] 管轄権を有している。「国家は、次のような場合には

では、この種の連結を確立できないと考えている。可能なものであっても、ましてやそれが予期しないようなものなおさら競争法の場合には、効果が意図されたものか又は予見な的利益が密接な連結を構成しない旨を指摘している。彼は、合いのでは、マン教授は、単なる政治的、経済的、商業的又は社

作の学者に 行為の一主要な対果」(primary effect)が感的義務の衝突を生じさせたり、管轄権の抵触をもたらす可能性が義務の衝突を生じさせたり、管轄権の抵触をもたらす可能性が義務の衝突を生じさせたり、管轄権の抵触をもたらすの能力を消息を行っている。しかしながら、一人かの学者によると、慣習国際法が管轄権の競合を排除していないことは、一般的に承認国際法が管轄権の競合を排除していないことは、一般的に承認国際法が管轄権の競合を排除していないことは、一般的に承認国際法が管轄権の対力を表ところは、管轄権が正当な利益を有このアプローチの示唆するところは、管轄権が正当な利益を有このアプローチの示唆するところは、管轄権が正当な利益を有いると、国際法は、国内法の域外適用出現に導くと言う。そうなると、国際法は、国内法の域外適用出現に導くと言う。そうなると、国際法は、国内法の域外適用出現に導くと言う。そうなると、国際法は、国内法の域外適用出現に導くと言う。そうなると、国際法は、国内法の域外適用出現に導くと言う。そうなると、国際法は、国内法の域外適用出現に導くと言う。そうなると、国際法は、国内法の域外適用が義務の衝突を生じさせたり、管轄権の抵触をもたらす可能性が表現している。

がある場合には、(58) それを禁止することになるであろう。

規則と抵触せず、国家の実行において広汎な支持を得ている。(タチク) 制限的効果 (qualified effect) の基準を採用することによって と国際法の基準に従ったものであるが、発生した場所に基づい らして、取り分け適当である。制限的効果は、右のような考慮 を保護することを目的とした法という競争法の特殊な性質に照 考慮に入れることができる。このような基準は、国際法の禁止 て域外企業に対する立法管轄権の主張を正当化する「効果」の 私の考えでは、これらのさまざまな関心のほとんど大部分は、 それは、客観的にも、市場条件を規制し経済的「公序

特徴を明確にする必要があろう。 何人かの学者によれば、かかる効果は、競争制限が管轄権を

C条約の第八五条に定められた効果の概念が、域外企業に対す と同じものでなければならないと言う。しかしながら、既に指主張する国家の域内行為の結果である場合に対象とされる効果 る「管轄権が存在するかどうかを決定する」ために共同体法に 摘したように、競争規則違反の「存在」を確定するためにEE

> しい。私はこのような解決策に賛成であり、彼の示した理由に(衍) ている。裁判所は、マイラス法務官が国際染料カルテル事件に(66) 関する意見書において、直接的及び即時的で、合理的に予見可 ない。この点に関する最も重要な留保は、間接的効果に関係し しもこれらすべての特徴が採用されるべきであるとは考えてい) 構成要件として提示される効果の特徴である。 私は、効果が域外管轄権の基準として採用される場合、

必ず

のを放棄することに等しい。」 (88)場を守る方法とEECの主要な目的を実現するのに必要なも 無力なものになってしまうであろう。また、それは、共同市 に対する決定を行う権限を全く持たないとしたら、明らか に帰属させることのできる同調行為に直面して、かかる行為 委員会は、共同市場の域外企業が率先し責任を専らそれら 基づいて、以下のような彼の分析を採用したいと思う。

ける国際法の諸原則の適用についての決議を採択した。同決議 クで開いた第五五回大会において、 に言及している。国際法協会は、一九七二年八月にニュー されている。リステイトメントは、実質的且つ予見可能な効果 第五条によると、国家は、 以下の三つの条件が充足される場 制限的取引慣行の分野にお 3

制限的効果は、一般的に、管轄権を付与する基準として採用

ものであるかも知れない。これらが、共同体内の自由競争制限影響は、直接的又は間接的で、客観的又は合理的に予見可能な

の

又は「感知できる」ものでなければならない。

競争に対する悪

共同体法の実体規定によると、競争制限は「知覚できる」か

じであるかどうかは明らかでない。

よって要求されると同時に国際法によって認められたものと同

| 制するための立法管轄権を有している。| 合、領域外で行われたが自国領域内で効果を発生した行為を規

② 領域内における効果が実質的であること、 (1) 行為とその効果が制限的慣行の構成要件であること、

ザー(生すること。(3)それが、域外行為の直接且つ主に意図された結果として発き(3)それが、域外行為の直接且つ主に意図された結果として発き)

この決議が、「制限的取引慣行の域外適用に関する委員会」

ギリスによると、これらの状況においては、単に属地管轄権が同じような他の媒介にも適用されなければならないとした。イ体内の行為が域内で反競争的効果を発生した子会社だけでなく、件において定められた原則は、共同体内に設立され、その共同性において定められた原則は、共同体内に設立され、その共同地的基礎だけがこれらの事件における共同体の管轄権主張を正地的基礎だけがこれらの事件における共同体の管轄権主張を正地的基礎だけがこれらの状況においては、単に属連してでよっては、「国際染料カルテル」事件に関連して確かに、イギリスは、「国際染料カルテル」事件に関連して

に、原告は、彼らの各代理人が独立して行動しているために、帰属する行為が共同体の域外で行われたと主張している。さらた、原告は、共同体が彼らに対する管轄権を持つことを可能にた、原告は、共同体が彼らに対する管轄権を持つことを可能にた。原告は、共同体が彼らに対する管轄権を持つことを可能にた。原告は、共同体が彼らに対すると、裁判所に対して、右のよ

に対抗して援用可能な国際法の規則は全く存在していない。ま既に見たように、直接的、実質的及び予見可能な効果の基準性質をめぐる議論に入ることを妨げない。

告企業と共同体内におけるそのさまざまな媒介との法的関係の

付け加えている。ただ、仮にそうだとしても、このことは、原いずれの代理人の活動も原告に帰属させることができない旨を

に取って代わるものではない。 (マロ) 、 国際礼譲の概念も、その不確実な範囲に鑑みて、当該基準

共同体との間で締結された自由貿易協定のもつ意義である。それは、KEAの地位と、フィンランドの原告にとって同国とめまが、古らに考慮すべき二つの特殊な問題が残されている。が、広汎な国家実行と競争の分野におけるその適切性に鑑みて、ば、広汎な国家実行と競争の分野におけるその適切性に鑑みて、したがって、私は、いかなる禁止規則も存在しないのであれ

V KEAの地位

米国企業の組合であるKEAは、委員会が当初から主張する

行使されるにとどまっている。

体にも適用される。

している結果の発生を意図している限りにおいて、これら団

いくつかの製造業者が勧告の規定を遵守

自身の活動又は団体に所属する企業の行動が、

抑制しようと

束することは明らかである。

さらに、第八五条一項は、

団体

であろう。

「Fedetab の規約第八条から見て、その決定が構成員を拘

生産者との同調を促している。一般的に、KEAは、 ところによれば、 :場の透明性に貢献することによって同団体に関係しない他の その構成員の従う価格を勧告するとともに、 関係生産

者間の同調の枠組みを構成したと言われている。 そうだとすると、私が裁判所に採用するよう示唆している基

管轄権行使の唯一の基礎を構成している属地的連結を欠くとし くもっていなくても、すなわちイギリスによれば共同体による 共同体の管轄権主張を原則として正当化する。 たとえKEAが共同体内に支店、子会社又は代理店を全

私見では、KEAの活動の性質、すなわちそれ自身は共同体

判所は、 当該団体に対する競争規則の適用を排除しない。 事業者団体それ自体が経済活動に従事していないという事実は、 内で取引していなかったことも、共同体法の適用を妨げない。 るEEC条約第八五条一項の適用可能性に向けられていた。 たいと思う。その批判は、 について、Van Landewyck 事件判決の一般的批評を参照し 次のように述べている。 非営利団体から出された勧告に対す 私は、この点 裁

> していると明言したことから、それが単に非営利団体によっ

ているという事実を指摘しなければならない。こうした検討は実関係から明らかな場合には、裁判所が第八五条の適用を認め は第八五条が問題の団体に適用されるという原則を認めるべき 明らかに事件の内容に関係しているが、 するという原告の決意を忠実に反映している」ことが事件 位がいかなるものであっても」、それが「構成員の行為を調整 東的とされる事業者団体の勧告に対して、「その正確な法的 上、一九七五年と一九七六年に遵守されている。ここで、 意性と両立することが難しい。さらに、 わない場合に団体内部で発動される手続の存在は、こうした任 ながら、委員会の指摘するように、構成員がこの推奨価格に従 として推奨価格から自由に逸脱できる旨を定めている。 確かに、 本件において、 KEAの規約は、 いずれにしても裁判所 KEAの勧告は、 その構成員が原 Ö

ある。 関する限りは、このような事実が当てはまらないというもので に直接輸出するか又はそこで取引していたけれども、 ることにしたい。 最後に、争点の審決を無効とするもう一つの論拠を取り上げ しかし、 かような主張をここで考慮することは、 それは、 すべての被審人がその商品を共同体 K E A に 時期尚

した問題である。題のではなく、以後の訴訟段階で考慮されるべき請求原因に関連題ではなく、以後の訴訟段階で考慮されるべき請求原因に関連早であるように思われる。それは、厳密に言うと、管轄権の問

KEAは、米国のウェッブ・ポメリン法に基づいて設立され KEAは、米国のウェッブ・ポメリン法は、いかなる状況において 解によれば、ウェッブ・ポメリン法は、いかなる状況において 解によれば、ウェッブ・ポメリン法は、いかなる状況において がして、輸出組合の設立を認めたものである。しかし、私の見 ない。

が次のように主張している点を強調したいと思う。 が次のように主張している点を強調したいと思う。 が次のように主張している。すなわち、「現行の国際法は、政府 である旨を指摘している。すなわち、「現行の国際法は、政府 である旨を指摘している。すなわち、「現行の国際法は、政府 国際法の規則に従い「許可」と「義務」を区別することが適当 国際法の規則に従い「許可」と「義務」を区別することが適当 国際法の規則に従い「許可」と「義務」を区別することが適当 国際法は、政府 をのが次のように主張している点を強調したいと思う。

カルテルを免除するのに十分でないと結論付けることが合理利益に実質的な影響を受けた国家による反トラスト批判から「国際カルテルへの参加の単なる許可又は特別の認可では、

的であるように思われる。」

Ⅵ 自由貿易協定と

EEC条約第八五条の適用

題を合同委員会に付託することである。 「活」の第二七条に定められた手続に従って問 大同体の競争法に「優位する」(takes precedence)と言う。従 共同体の競争法に「優位する」(takes precedence)と言う。従 共同体の競争法に「優位する」(takes precedence)と言う。従 大同体の競争法に「優位する」(takes precedence)と言う。従 大同体の競争法に「優位する」(takes precedence)と言う。従 大同体の競争法に「協定」の第二七条に定められた手続に従って問題と 大同体との間で締結さ フィンランドの原告は、特に、同国と共同体との間で締結さ フィンランドの原告は、特に、同国と共同体との間で締結さ

これらの規定の適用可能性を争う訴訟を惹起しなかった。 のような企業に第八五条と第八六条を適用した多くの事例は、 た審決が争われたこれまでの二つの事件においては、共同体の た審決が争われたこれまでの二つの事件においては、共同体の た審決が争われたこれまでの二つの事件においては、共同体の に審決が争われたこれまでの二つの事件においては、共同体の に関する議論が裁本件は、私の知る限り、「協定」の優位性に関する議論が裁

象としている点を強調したい。したがって、「協定」の規定の共同体間の貿易に影響を与えるおそれのある競争制限行為を対私は、先ず最初に、「協定」の第二三条が、フィンランドと

は、

家間条項とまったく同じ役割を果たすと主張している。

私見で

このような類似性は、EEC条約の下で生じる関係を一協

念が、共同体法と構成国の国家法の場合における第八五条の国別する上で、共同体とフィンランド間の貿易に対する効果の概

最後に、原告は、「協定」の適用とEEC条約のそれとを区

た80て

場内の競争に影響を与える協定に適用される。いる。例えば、共同体の場合、EEC条約第八五条は、共同市目的は、締約者それ自身の反トラスト規定のそれとは異なって

間で自由貿易協定を締結した諸国の企業に対して第八五条を適の無いのであろうか。この問題を扱った学者は、明示的にしならないのであろうか。この問題を扱った学者は、明示的にしならないのであろうか。この問題を扱った学者は、明示的にしならないのであろうか。この問題を扱った学者は、明示的にしならないのであろうか。この問題を扱った学者は、明示的にしならない。

に述べている。

原告の主張は、締約者の権利と権限に非常に重大な制限を課用することに反対していない。

原生の言葉は、 無条では 末れ では にまで しまった に に使用されている文言は、こうしたものを何も示していない。 に使用されている文言は、こうしたものを何も示していない。 に使用されている文言は、こうしたものを何も示していない。 にがまできるものでなければならない。しかし、「協定」中 に使用されている」という「協定」前文の趣旨にもそぐわないであ であろう。したがって、それは、十分に明確な規 ならに、原告のような解釈は、締約者が「自律的な決定権限を さらに、原告のような解釈は、締約者が「自律的な決定権限を はらいる。

ルトガルとの間で締結された自由貿易協定に関して、次のようしなければならない。裁判所は、当該判決の中で、共同体とポある。これに関連した判例として、Polydor 事件判決に言及定」の下で生じる関係に等しくする限りにおいて議論の余地が

おいて、当該条約と同じ目的を持っているわけではない。」諸条件を再現した単一市場を創設しようと試みている限りに「……それは、EEC条約が……できるだけ国内市場に近い

て、次のような特に明確な言葉でこうした解決策を明らかにして、次のような特に明確な言葉でこうした解決策を明らかにしいる目的の相違を無視している。EEC条約と構成国の国家法いる目的の相違を無視している。EEC条約と構成国の国家法いる目的の相違を無視している。EEC条約と構成国の国家法に、一見したところ論理的であるが、追求されて原告の主張は、一見したところ論理的であるが、追求されて

害に照らしてカルテルを考えているのに対して、各国の立法た視点から見ている。第八五条が構成国間の貿易に対する障

カルテルに関する共同体法と国家法は、カルテルを異なっ

ルをこのような文脈でのみ捉えている……。」機関は、それに固有の考慮に基づいて行動しており、

カルテ

裁判所は、さらに続けて、以下のように述べている。

「共同体的側面と国家的側面との区別は、必ずしもすべての「共同体的側面と国家的側面との区別は、必ずしもすべての境界確定の決定的基準として奉仕することが場合に管轄権の境界確定の決定的基準として奉仕することが

۱,

えられない。 る。かくして、自由貿易協定だけが排他的に適用できるとは考る。かくして、自由貿易協定だけが排他的に適用できるとは考しいだけでなく、最終的に彼らの支持する見解にも背馳していしたがって、正に原告の提唱したような類推の原則は、疑わ

約者は、問題を合同委員会に付託することができる(may)」とき出すことについて、かなり疑問を持っている。「いずれかの締条三項(a)の文言から判断して、こうした締約者の義務を引見解を採用することが果たして可能であろうか。私は、第二七条が実施される前に合同委員会の手続を取る義務があるという両方に影響を与える協定、決定及び同調行為に関して、第八五両方に影響を与える協定、決定及び同調行為に関して、第八五両方に影響を与える協定、決定及び同調行為に関して、第八五

の明確な相違は、曖昧なものとして等閑に付されるべきではな第二七条三項(c)と比較することができる。これらの用語法合同委員会に付託されなければならない(shall)……」と起めた合同委員会に付託されなければならない(shall)……」と起めた当該条項に言及された状況から発生する紛争は、検討のために当た第二七条三項(b)と、ダンピングについて定めた「第二五条に関して、関係締約者が適当な措置を取る前に、合同委員会において協議が行われなければならない(shall)」と定めた第二七条三項(c)と比較することができる。これらの用語法会において協議が行われなければならないいう表現は、手続が選択的なものと見なされなければならないいう表現は、手続が選択的なものと見なされなければならないいう表現は、手続が選択的なものと見なされなければならないいう表現は、手続が選択的なものと見なされるべきではなの明確な相違は、曖昧なものとして等閑に付されるべきではない。

特殊性に違背するというものである。の中で強調されているような、フィンランドと共同体の関係の自由貿易協定の第二三条と第二七条及び同協定に付属した宣言訴えることができよう。その理由は、かような委員会の姿勢が訴えることができよう。その理由は、かような委員会の姿勢がしかし、いずれにしても、原告は、委員会が交渉を通じた解しかし、いずれにしても、原告は、委員会が交渉を通じた解

件判決における次のような箇所を想起することで十分であろう。(82)こうした主張を否定するためには、 アダムス(Adams)事

裁判所に付託することのできない評価に基づいているからでいであろう。それは、本質的に政治的な性質を有し、個人が共同体の一般的利益と関係を有する場合を除いて、行われな「……合同委員会に問題を付託するかどうかの決定は、専ら

意図していたと主張している。

ある。」

最後に指摘したい点は、フィンランド共和国が競争制限行為最後に指摘したい点は、フィンランドは、「協定」第三一条主張している)。明らかに、フィンランドは、「協定」第三一条主張している)。明らかに、フィンランドは、「協定」第三一条主張している)。明らかに、フィンランド共和国が競争制限行為最後に指摘したい点は、フィンランド共和国が競争制限行為

る。

最終的に、原告は、それが「彼らの価格と他の訴訟当事者の

間だけでなく他の生産者とも同調していた)を処罰することをのなず世界的規模の同調(フィンランドの原告は、彼ら相互分でない旨を主張している。委員会の側では、域内貿易に影響な効果」もEEC条約に定めた禁止の適用を正当化するのに十な効果」もEEC条約に定めた禁止の適用を正当化するのに十分でない旨を主張している。委員会の側では、域内貿易に影響を与えた」こと、同体との同調」の効果に過ぎないこと、かかる同調行為が「共価格との同調」の効果に過ぎないこと、かかる同調行為が「共

以上のような考慮に照らして、私の結論は、以下の通りであ妨げるいかなる規定も含まれていないというものである。受けた場合に直ちにEEC条約第八五条一項を適用することを

会の立場とは、

自由貿易協定の中に、

構成国間の貿易が影響を

可能なものであったかどうかを確定することは、裁判所が後の委員会の主張するような行為の効果が実質的、直接的及び予見轄権を行使したことが正しかったかどうかを決定するために、限りにおいて、棄却すべきである。委員会が原告らに対して管限りにおいて、棄却すべきである。委員会が原告らに対して管限がに対いて、裁判所は、争点の審決に対する原告の主張を、先ず第一に、裁判所は、争点の審決に対する原告の主張を、

用を妨げるという趣旨の申立を否認すべきである。易協定がフィンランドの原告に対するEEC条約第八五条の適第二に、裁判所は、共同体とフィンランド共和国間の自由貿

段階で行うであろう。

(-) OJ L 85, 26. 3. 1985, p. 1.

を全く争わなかったことを指摘しておきたい。後者は、一九八七年管轄権を争い、また第一一六/八五号事件の原告が委員会の管轄権し、「効果の場所」として知られる理論だけを根拠として委員同様に、「効果の場所」として知られる理論だけを根拠として委員との自由貿易協定に関する主張を別にして、他のほとんどの原告ととの自由貿易協定に関する主張を別にして、他のほとんどの原告と)第八九/八五号事件の原告は、当該事件に固有のフィンランド

が後の段階で検討を予定している事件の実体部分の分析を前提

域内貿易に対する効果の存在とその重大性の考慮は、

裁判所

- 一○月二九日の書簡において、最初にこうした主張をしなかった理由を明らかにしているが、そこには、他の原告の主張とこの点で一日を明らかにしているが、そこには、他の原告は、裁判所が管轄所の判断に従った。第一一七/八五号事件の原告は、裁判所が管轄所の判断に従った。第一一七/八五号事件の原告は、裁判所が管轄を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原権を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原格を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原格を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原格を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原格を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原格を欠いているという異議を申し立てなかったが、聴聞時に他の原格を欠いているというという。
- (3) 争点となっている審決の第七九節
- (4) G. Bernini, 'Les règles de concurrence' in Trente ans de droit concurrence de la communauté économique européenne, JDI(Cluauté, JDI (Clunet), 1975, in particular p. 684. J. Schapira, G. Le off and R. Kovar, L'application du droit communautaire de la ce, RMC, 1972, p. 612, in particular p. 614 and p. 615. J. M. Bischeffets juridiques extraterritoriaux de la politique de la concurren-RCADI, 1969 (III), p. 635, in particular p. 676 et seq., and Les utés européennes, 1982, p. 345, in particular p. 375. B. Goldman communautaire, Office des publications officielles des Communanet), 1971, p. 487, in particular p. 491 currence', éditions de l'université de Bruxelles, 1972, pp. 110 and Le droit de la Communauté économique européenne, Vol. 4, 'Con-Tallec, J.-B. Blaise, Droit européen des affaires, PUF, Thémis, concurrence aux entreprises établies à l'extérieur de la Commun Les champs d'application territoriale des lois sur la concurrence, J Soufflet, La compétence extraterritoriale du droit de la 1984, p. 245. J.Mégret, J. - V. Louis, D. Vignes and M. Waelbroeck

- L. Focsaneaunu, Pour objet ou pour effet, RMC, 1966, p. 862.
- Case 52/69, J.R. Geigy AG [1972] ECR 787, Case 53/69, Sandoz AG [1972] ECR 845.
- (7) J.-M. Bisschoff and R. Kovar, supra, p. 684
- (∞) B. Goldman, International Law Association, Report of the 55th Conference, New York, 1972, p. 128.
- (\odot) Judgment of 25 November 1971 in Case 22/71 [1971] ECF 949, para. 11 of the decision.
- (2) Judgment of 12 December 1974 in Case 36/74 [1974] ECR 1405, para. 28 of the decision.
- Judgment of 14 July 1972 in Case 52/69 [1972] ECR 787 at p. 826.
 Judgment of 21 February 1973 in Case 6/62 [1973] ECR
- (21) P.Delannay, Observations sous l'arrêt 36/74, Warlave et Koch
- CDE, 1976, p. 209, in particular p. 224.
- in C. J. Olmstead ed., Extraterritorial application of laws and responses thereto, Oxford, ILA and ECS, 1984, p. 3.

 P. C. I. J. Judgments, Orders and Advisory Opinions, Series A-J 10.
- (£) Ibid., p. 19
- (7) *Ibid.*, p. 18.
- \(\tilde{\pi}\) 1. C. J., Reports of Judgments, 'Advisory Opinions and Orders' 1970, p. 65, at p. 105.

- (2) Ibid., p. 23
- 2) Ibid., p. 30.
- (云) M. Akehurst, Jurisdiction in international law, BYIL, 1972-73, p. 145, in particular pp. 195 and 196; B. Goldman, Les champs d'application territoriale des lois sur la concurrence, RCADI, 1969 (III), p. 635, in particular p. 701.
- (3) Opinion of Mr Advocate General Mayras in Cases 48, 52 and 53/69, cited above, [1972] ECR 665, at p. 694.
- (\(\pexists)\) P. Julliard, 'L'application extraterritoriale de la loi économique' in L'application extraterritoriale du droit économique, Cahiers du Cedin, p. 13, in particular p. 24.
- (34) この点について、テュマレは、「ローチュス号事件判決は、最小限の多数で採択された。しかし、上記の言明は、一九二七年当時の妥当する。」と述べている(P. Demaret, in L'extraterritorualité des lois et les relations transatlantiques:une question de droit ou de diplomatie? CDE, 1985, p. 1, in particular p. 26)。
- (%) B. Stern, Quelques observations sur les régles internationales relatives à l'application extraterritoriale du droit, AFDI, 1986, p 7, in particular p. 11.
- (26) *Ibid*
- (\(\frac{\pi}{2}\)) See, for instance, J. R. Atwood, 'Blocking statutes and sovereign compulsion: recent developments and the proposed Restatement', in B. E. Hawk, ed., Anti-trust and trade policies in the United States and the European community, Annual Proceedings of the Fordham Corporate Law Institute, New York, Matthew

Bender, 1986, Chapter 16, p. 327. L. Collins, 'Blocking and claw-back statutes: the United Kingdom approach', *Journal of business law*, 1986, pp. 372 and 452.

- (≈) Supra, p. 18.
- B. Goldman and A. Lyon-Caen, Droit commercial europeen.
 Dalloz, quatrième éd., 1983, p. 886.
- B. Goldman, Observations sur les arrêts 'Matières colorantes'
 JDI (Clunet), 1973, p. 935.
- (云) [1972] ECR 665, at. p. 701.
- (\mathfrak{S}) 213 US 347 (1909).
- (33) 148 F. 2d 416 (1945)
- (爱) A. D. Neale and M. L. Stephens, International business and national jurisdiction, Oxford, Clarendon Press, 1988, p. 167.
- (🛱) 1965, Trade cases, para. 71352; 1963, Trade cases, para. 70600
- (36) See A. D. Neale and M. L. Stephens, *supra*, p. 167.
- (\infty) 595 F.2d 1287 (3 Cir. 1979)

549 F.2d 597 (9 Cir. 1977).

37

- (3) A. D. Neale and M. L. Stephens, supra. p. 177
- (\(\perp}\)) 731 F. 2d 909 (DC. Cir. 1984), Judge Wilkey, American antitrust: adjusting conflicts with other legal systems, in Private investors abroad, New York, Matthew Bender, 1985, cited by A. D.

Neale and M. L. Stephens, supra, p. 179, Note 14

- (4) *Ibid.*, p. 78.
- (2) Ibid., p 80.
- (4) Ibid., p 80.(4) Ibid., pp. 83 and 84.

159

- (4) J. P. Griffin, 'Possible resolutions of international disputes over enforcement of US anti-trust laws', 18 Stanford journal of international law, Issue 2, 1982, cited by A. D. Neale and M. L. Stephens, supra, p. 76, note 14.
- (4) F. A. Mann, The doctrine of international jurisdiction revisited after twenty years, RCADI, 1984 (III), p. 12, in particular pp. 30 and 31.
- (47) F. A. Mann, *ibid.*, pp. 87 and 88
- (\(\preceq\)) Supra, RCADI, 1964, p. 126.
- (\(\pi\)) P. Weil, L'application extraterritoriale du droit économique, Cahiers de Cedin, Montchrestien, 1987, p. 11.
- (S) R. Y. Jennings, Extraterritorial jurisdiction and the United States anti-trust laws, *BYIL*, 1957, p. 146, in particular p. 153.
- (5) F. A. Mann, The doctrine of jurisdiction in international law RCADI, 1964, p. 7, in particular p. 45.
- (S) *Ibid.*, p. 44.
- (%) Ibid., p. 49.
- (4) *Ibid.*, p. 104.
- (5) In particular, M Akehurst, supra, p. 198
- (5) *Ibid.*, p. 201.
- (5) P. Julliard, 'Application extraterritoriale de la loi économique' in L'application extraterritoriale du droit économique, supra, p. 13, in particular p. 31.
- 5) B. Stern, supra, p. 15.
- (3) L. Idot, Le contrôle des pratiques restrictives de concurrence dans les échanges internationaux, Université de droit, d'économie

- et des sciences sociales de Paris (Paris II), thèse, 1981, roneo, in particular p. 89 et seq.
- J. M. Bischoff and R. Kovar, supra, p. 700.
- (5) P. Eeckman, L'application de l'article 85 du traité de Rome aux ententes étrangères à la CEE, mais causant des restrictions à la concurrence à l'intérieur du marché commun, RCDIP, 1965
- P. Demaret, supra, p. 33.

p. 499, in particular p. 519.

- (3) J. Mégret, J. -V. Louis, D. Vignes and M.Waelbroeck, *Le droit de la Communauté économique européenne*, Éditions de l'université de Bruxelles, 1972, Vol. 4, 'Concurrence', p. 20.
- (3) Ibid., p. 21.
- 6 B. Goldman and A. Lyon-Caen, Drost commercial européen, Dalloz, quatrième éd., p. 551.
- (6) J. M. Bischoff and R. Kovar, supra, in particular p. 706 et seq
- (%) [1972] ECR 665, at pp. 699 and 700
- 8) Ibid., p. 702
- (3) The International Law Association, Report of the 55th Conference held in New York, 21 August to 26 August 1972, p. 138.
- (%) *Ibid.*, p. 175.
- (云) On the concept of international comity, see L. Oppenheim, International Law, 8th edition, H. Lauterpacht, Longmans, Green and Co, Vol. 1, p. 33 et seq; E. Nys, Le droit international, 2° éd. p. 201 et seq.; H. E. Yntema, "The comity doctrine', Michigan law review, 1966-67, Vol. 65, p. 1.
- ($^{(2)}$) Judgment of 29 October 1980 in Case 209 \nearrow 78 [1980] *ECR* 3125.

- v Commission [1983] ECR 3369) においても採用された。 類似の解決策は、一九八三年一一月八日の判決 (Case 96/82 NVIAZ
- Judgment of 27 January 1987 in Case 45/85 Verband der
- (Ξ) (Application of competition laws to foreign conduct, appro-Sachversicherer [1987] ECR 405, para. 32
- 75 Fordham Corporate Law Institute on 3 and 4 October 1985 priate resolution of jurisdictional issues', conference held at the Agreement concluded on 5 October 1973 (OJ L 328, 28 11
- (6) Judgment of 13 February 1979 in Case 85/76 Hoffmann-La Roche [1979] ECR 461; judgment of 31 May 1979 in Case 22 78 Hugin [1979] *ECR* 1869
- 77 (78) 自由貿易協定に含まれた競争規則の直接的効果が実際上問題に droits aux particuliers? CDE, 1974, p. 194 である。 のは、 当な機能と両立しない数多くの協定、决定及び同調行為が、同時に なったことはこれまてなかったか、そのことは「自由貿易協定の適 to EFTA countries', Tidsskrift for Rettsvitenskap, 3/87, p. 590 ing and competition laws, their actual and potential application handelsabkommen der EWG', in Wettbewerb in Recht und Praxis スの反カルテル規定適用の観点から全く同じアプローチを採用した *Groeben*, from Boeckl, Thiesing, Ehlermann, Vol. 1, p. 919)。 スト することかできる(H.Schroter, ın Kommentar zum EWG-Vertrag. EEC条約第八五条の適用範囲にも入るという事実によって」説明 1978, p.423; John Temple Lange, 'European Community antı-dump-See, in particular, Roth, 'Die Wettbewerbsregeln in den Frei-Hirsch, L'accord entre la Suisse et la CEE confere-t-il des

- 80 79 Judgment of 9 February 1982 in Case 270 \angle 80 [1982] ECR 329
- Judgment of 13 February 1969 in Case 14/68 [1969] ECR 1
- 81 ty of the EEC-EFTA Free Trade Agreements, 2 EL Rev., 1977 March Hunnings, 'A more permissive provision', Enforceabili-

 (\otimes) Judgment of 7 November 1985 in Case 53/84 [1985] *ECR* 3595

三 一九八八年九月二七日の判決

L 85, p. 1)を無効にするための訴訟が提起された。 八四年一二月一九日の委員会審決Ⅳ/二九・七二五(OJ 1985 るEEC条約第八五条違反の認定と過料の賦課を決定した一九 て裁判所の書記局に訴状を提出した。それにより、彼らに対す 節−訳者註〕に基づき、一九八五年四月四日から三○日にかけ と二つの事業者団体は、EEC条約第一七三条二節〔現在 本拠をすべて共同体の域外に有している木材パルプの生産者

(1) 第一条一項及び二項)、 との実勢取引価格に関する、これら生産者間の同調(審決の 四半期毎に域内の消費者に公表される価格とかかる消費者

審決に記載された違反は、次のものから構成されている。

び板紙輸出組合」(以前はクラフト輸出組合 Kraft Export Association と呼称されており、以下のところではKEAと

多数の米国生産者から成る事業者団体「米国パルプ、紙及

(2)

の第一条四項)。

第一条三項)、して参照)がその組合員に向けて行った価格の勧告(審決の

の木材パルプ生産者との価格に関する個別情報の交換(審決する欧州パルプ・紙産業調査情報センターにおける、他の一部売組織 Finncell については、スイスの信託会社 Fidesの運営の 一〇あまりのフィンランドの生産者から構成される共同販

と述べた。

受けたと述べた。その上で、委員会は、次のように結論付けて受けたと述べた。その上で、委員会は、次のように結論付けて全輸入量の三分の二と消費の六〇%がこの同調によって影響をを指摘した。最後に、委員会は、同調がこれら企業による共同ものである。さらに、委員会は、同調がこれら企業による共同ものである。さらに、委員会は、同調がこれら企業による共同体への輸出と域内における販売の大部分について行われたことを輸入量の三分の二と消費の大部分において、委員会は、問題争点となっている審決の第七九節において、委員会は、問題争けたと述べた。その上で、委員会は、次のように結論付けて受けたと述べた。その上で、委員会は、次のように結論付けて全輸入量の三分の職人が表示が表示している。第一の根拠は、する場合に対している。

協定と行為の主要且つ直接の結果であった。」定と行為の効果は、実質的だけでなく意図的なものであり、者の購入する価格又はそのいずれか及びその再販に関する協「したがって、域内のパルプについて公表される価格と消費

に発生した経済的影響だけに基づいて、その域外で採択された

一項を適用することを妨げるいかなる規定」も含まれていない貿易が影響を受ける場合、委員会が直ちにEEC条約第八五条間の自由貿易協定 (OJ 1973, L 328, p. 1) には、「構成国間の年、委員会は、審決の第八○節の中で、共同体とフィンランドの企業とその事業者団体 Finncell に関し

た。さらに、裁判所は、一九八七年一二月一六日、口頭手続とは、先ずこの点に関する当事者の意見聴取を行うことを決定し権について、異議申立を行った。一九八七年七月八日、裁判所原告の多くは、共同体がその競争規則を彼らに適用する管轄

旨を指摘した。彼らによると、国際公法は、単に共同体の域内 旨を指摘した。彼らによると、国際公法は、単に共同体の域内 「四五の点に関する当事者の意見聴取を行うことを決定し は、先ずこの点に関する当事者の意見聴取を行うことを決定し は、先ずこの点に関する当事者の意見聴取を行うことを決定した。 すべきであったと考えている。

審聞報告書については、事実関係、

手続並びに今後言

調に参加している。

いのである。 競争制限行為に規制を及ぼすという共同体の主張を認めていな

ラスト法から適用除外することによって、米国企業の輸出を促 ウェッブ・ポメリン法は、KEAのような輸出組合を米国反ト 際公法に違反するという異議申立を行っている。一九一八年の 競争規則の適用が、 さらに、KEAの構成員である原告は、 不干渉の原則に背馳する限りにおいて、 彼らに対する共同 玉 体

同時に、その将来の行動について約定を行うことを条件に生産 適用がこうした米国の利益を毀損したと述べている。 また、カナダの一部の原告は、委員会が彼らに過料を課すと

進しようとするものである。彼らは、本件における第八五条の

その結果として国際礼譲の原則に違反したと主張している。

者への過料を減額することによって、カナダの主権を侵害し、

がって共同体が当該協定の第二七条に定める手続に従い、 定に関して採択を予定された措置についてフィンランドと協議 ランド間の自由貿易協定に含まれた競争規則だけであり、 可能なものがEEC条約の第八五条ではなく、共同体とフィン フィンランドの原告は、 いずれにしても、彼らの行動に適用 した 同協

EEC条約第八五条の適用範囲の不当な解釈及び署決と国際

a

個別企業

公法との抵触

市場内の競争制限を目的とするか又はそのような効果を有する ては、当該条項が構成国間の貿易に影響を与えると同時に共同 EEC条約第八五条それ自体の違反に関する異議申立につい

並びにフィンランドといった共同体の域外にあり、そのために なければならない。 木材パルプの主要な供給源は、カナダ、米国、 スウェ Ì ・デン

企業間のすべての協定と同調行為を禁止していることを想起し

これら諸国の木材パルプ生産者が顧客からの注文に応じるため てその同調を実行に移す場合、彼らは、EEC条約第八五条の いて同調し、さらに現実に調整された価格で販売することによっ している場合、それは共同市場内の競争を構成している。 市場が地球的な規模を有しているという点に留意すべきである。 意味における共同市場内の競争を制限する目的と効果をもつ同 に共同体内の購入者に直接販売するという形で価格競争に従事 その結果、これらの生産者が域内の顧客に販売する価格につ

する企業にEEC条約の競争規則を適用した点について、第八 以上から、本件のように、 委員会が本拠を共同体の域外に有 163

内にとどめることにした。

照するつもりであるが、それは裁判所の理由付けに必要な範囲 及又は論議される当事者の主張を十分に考慮するために適宜参

- ければならない。 - 五条の適用範囲の不当な解釈を行ったわけではないと結論しな

[共同体の]競争規則が適用されたという点にある。行為が共同市場内に及ぼした経済的影響だけを基礎にして、その理由は、本件の場合、共同体の域外で採択された競争制限原告は、審決が国際公法に抵触するという異議申立を行った。

本語である。 本第八五条の違反行為は、協定、決定又は同調行為の形成(for-な第八五条の違反行為は、協定、決定又は同調行為の形成された場所に依存するとされた場 がら成り立っている。競争法に定める禁止の適用可能性が、協 ないらに、これらの禁止を免れるための安易な手段を企業 に与える結果となるであろう。したがって、決定的要素は、そ 大定又は同調行為の形成(for-な第八五条の違反行為は、協定、決定又は同調行為の形成(for-はのように、 大定又は同調行為の形成(for-はのように、 大定又は同調行為の形成(for-はのように、 大定である。

どうかは重要でない。ために域内の子会社、代理人、準代理人又は支店に依拠したか行に移した。この点について、彼らが域内の購入者と接触する本件において、生産者は、共同市場内で彼らの価格協定を実

ある。

基礎を有している。 る管轄権は、国際公法において普遍的に認められた属地主義にかくして、共同体がこうした行為に自らの競争規則を適用す

員たる原告が、ある規則に言及したことを指摘しなければなら不干渉原則の違反に基づいた主張に関しては、KEAの構成

則を適用する際にかような規則を無視することによって、不干義務を負うというものである。原告は、共同体が自らの競争規令に服するような場合、各国はその管轄権を控え目に行使する有し、そのために人がその採択すべき行動に関して相反する命ない。その規則とは、二つの国家が立法管轄権と執行管轄権を

渉の原則に違反したと結論付けている。

て、そのようなカルテルの締結を要求するものではないからでラスト法の適用から輸出カルテルの締結を除外するものであっる行為と共同体の要求する行為との間に、いかなる矛盾も存在る行為と共同体の要求する行為との間に、いかなる矛盾も存在るであった。ともかく、その適用条件が充足されていないという点あろう。ともかく、その適用条件が充足されていないという点ある。

さらに、米国の政府当局が、国際貿易に影響を及ぼす制限的 対別ではないての加盟国間の協力に関する一九七九年一〇月 取引慣行についての加盟国間の協力に関する一九七九年一〇月 取引慣行についての加盟国間の協力に関する一九七九年一〇月

ることに等しく、かかる主張自体すでに拒否された旨を確認すのような行為に対する共同体の競争規則の適用管轄権を否認す国際礼譲を無視しているという主張に関しては、それが本件

立性を保持する旨を規定している。

最後に、争点の審決の第三二節に言及されている「パルプ分

規約の第二条は、各分科会がそれぞれの運営において完全な独

ることで十分である。

ければならない。 八五条と国際公法の規則のいずれにも違背しないと結論付けな 以上から、委員会の審決は、 原告の依拠するEEC条約の第

b K E A

ない。 の商業利益を促進することを目的とした非営利組合であって、 る。KEAそれ自体は、製造、販売若しくは流通に従事してい 主に彼らの輸出市場に関する情報交換の場所として奉仕してい KEAは、その規約によると、生産物の輸出に際して構成員

ることによってのみKEAに加盟することができる。そして、 成されていたことを指摘しなければならない。KEAの規約第 部門を網羅するために、パルプ分科会を含む多くの分科会が形 条によると、企業は、これらいずれかの分科会の構成員にな また、KEA内部においては、パルプ・紙産業のさまざまな

> に欠席していた構成員までも拘束するのである。 い。そして、出席した構成員による全会一致の合意は、

企業によって締結される価格協定と区別できないこと、さらに 以上から、KEAによる価格の勧告は、パルプ分科会の構成

KEAがこれらの協定の実施において独自の役割を果たしてい

なかったことは明白である。 これらの事情に照らし、審決は、 KEAに関連する部分に関

する限りにおいて無効と宣言されるべきである。

に適用可能かどうかという問題 共同体とフィンランド間の自由貿易協定の競争規則が排他的

うかを決定する必要がある。 EEC条約第八五条の適用を排除する効果を有しているのかど 条が、共同体とフィンランド間の貿易に関する限りにおいて、 原告の主張するように、自由貿易協定の第二三条及び第二七

して、締約者は、一定の実行が第二三条一項に抵触すると考え 定の適切な機能を阻害することに留意しなければならない。そ 同体とフィンランド間の貿易に影響を与える場合、自由貿易協 競争を制限する目的又は効果を有する協定及び同調行為は、共 先ず最初に、自由貿易協定の第二三条一項によると、 特に、

約者は、違反行為を終了させるために採択するよう提案された な措置を取ることができる。これらの手続の文脈において、締 た場合、同条二項により、第二七条に定める手続に従って適当

締結することができるとされている点に留意しなければならな

事前に通知された上で随時開かれる会合において、

価格協定を

価

格が討議され且つ会合が一定の定足数を必要としていることを 科会の採択した方針表明」によると、同分科会の構成員は、

しない場合、関係締約者は、セーフガード措置を取ることがで 者と協議を行うことになっている。そこでいかなる合意も成立 措置について合意に到達すべく、合同委員会において他の締約

きる。 さらに、自由貿易協定の第二三条及び第二七条は、締約者が

と第八六条の規定だけである。したがって、これら規定の適用 同体に関して言うと、それらの規則は、EEC条約の第八五条 をもつことを前提としている点も認められるべきであろう。共 同協定に抵触すると考える [反競争的] 協定に対処可能な規則 自由貿易協定によって妨げられない。

最後に、本件において共同体がその競争規則をフィンランド

を指摘しなければならない。その意味で、影響を受けたのは、 業とのはるかに大規模な同調に参加したことに起因している点 るには至らなかったであろう。 で問題を合同委員会に付託したとしても、適当な措置を採択す フィンランドとの貿易だけにとどまらない。こうした状況の下 く、域内の競争を制限した米国、カナダ及びスウェーデンの企 の原告に適用したのは、彼らが、相互間で同調したからではな

競争規則の排他的適用の申立は、棄却されなければならない。 裁判所は、以上のような理由に基づき、すべての原告の申立 かくして、共同体とフィンランド間の自由貿易協定における

について判決を下す前に、ここで、

九八四年一二月一九日の委員会審決Ⅳ/二九・七二五と国際 EEC条約第八五条の空間的適用範囲の誤った解釈及び一

(1)

(2)公法との抵触に関する申立を棄却する、 一九八四年一二月一九日の委員会審決Ⅳ/二九・七二五は、

それが米国パルプ、紙及び板紙輸出組合に関する限りにおい

て無効である旨を宣言する、

(3)排他的適用に関する申立を棄却する、 共同体とフィンランド間の自由貿易協定における競争規則

(5)(4) 費用の問題を留保する。

他の請求原因を考慮するために、事件を第五法廷に委ねる、